

# 尾瀨国立公園 管理運営計画書

令和4年4月1日

環境省 関東地方環境事務所



# 尾瀬国立公園管理運営計画書

## 目次

はじめに .....	1
1. 尾瀬国立公園の指定経緯 .....	1
2. 管理運営計画の策定経緯 .....	2
3. 尾瀬国立公園における管理運営計画の位置づけ .....	3
第1章 尾瀬国立公園の概要 .....	4
1. 公園区域及び公園計画の概要 .....	4
2. 自然環境の概要 .....	9
3. 公園利用の概要 .....	13
第2章 ビジョン及び管理運営方針 .....	14
1. ビジョン .....	14
2. 管理運営方針 .....	15
第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬） .....	18
1. 関係者の連携に関する方針と施策 .....	18
2. 国立公園の管理運営に関する各種計画・会議等 .....	20
3. 整合を取るべき地域の各種計画 .....	21
第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなを守る） .....	23
1. 保全のゾーニング .....	23
2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針 .....	26
3. 保全に関する施策の方向性 .....	32
第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなを楽しむ） .....	38
1. 利用に関する施策の方向性 .....	38
2. 利用のゾーニング .....	43
3. エリアごとの利用方針 .....	45
4. 地点ごとの利用方針 .....	48
第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項 .....	65
1. 許可、届出等取扱方針 .....	65
2. 公園事業取扱方針 .....	70

# 新・尾瀬ビジョン

実現のために

R4.4. 1関東地方環境事務所長

## 尾瀬国立公園管理運営計画

<経緯及び概況の認識>

はじめに

### 第1章 尾瀬国立公園の概要

- ・指定経緯
- ・公園計画の概要
- ・自然環境の概要
- ・公園利用の概要

<ビジョン等の共有>

### 第2章 ビジョン及び管理運営方針

新・尾瀬ビジョンに沿って作成

尾瀬国立公園が  
めざすべき姿

- ・行動理念
- ・管理運営の方向性

<管理運営の実施>

### 第5章 適正な公園利用の推進に関する事項 (みんなで楽しむ)

- ・施策の方向性
- ・利用のゾーニング
- ・場所ごとの利用方針

### 第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 (みんなで守る)

- ・保全のゾーニング
- ・保全対象&保全方針
- ・施策の方向性

### 第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項 (みんなの尾瀬)

- ・方針と施策
- ・関係する各種計画等

<許認可等の行政手続>

### 第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

R3.4.9 環境大臣

## 公園計画

規制計画

事業計画

## はじめに

尾瀬国立公園は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、日本最大の山地湿原である尾瀬ヶ原及び火山堰止湖の尾瀬沼、それらの周りを取り囲む燧ヶ岳、至仏山、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等 2,000m級の山岳地帯から構成されています。壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋（5月～11月）にかけ約 25 万人（令和元年度）の利用者が訪れています。

### 1. 尾瀬国立公園の指定経緯

尾瀬は、昭和 9 年 12 月 4 日、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の一带並びにそれを取りまく燧ヶ岳及び至仏山等の地域が尾瀬地域として、日光地域とともに日光国立公園に指定されました。

その後、平成 18 年に環境省が設置した「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で取りまとめられた「尾瀬ビジョン」において、オオシラビソやブナを中心とする森林帯や山地湿原等の自然環境が尾瀬地域と共通性が高く、文化・伝統及び利用の面からも尾瀬地域と深いつながりがある「会津駒ヶ岳地域」及び「田代山・帝釈山地域」を公園区域に含め、保護・利用・管理運営のための施策を一体的に行う必要性が提唱され、公園計画の再検討が求められました。当該地域の国立公園への編入については、既に昭和 46 年の自然公園審議会において答申を受けており、その必要性が認められていました。

また、平成 18 年度に環境省が設置した「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」において、既存の国立・国定公園についても、「国民にわかりやすい区域及び名称を用い、性格の異なる区域がひとつの公園として指定されている場合は、区域の見直しを含めた妥当性を検討することが重要である」との提言がありました。こうした観点からも、保護及び利用の両面において、尾瀬地域の分離独立を検討するに値すると考えられました。

以上の経緯を踏まえ、平成 18 年度より尾瀬地域の公園計画の再検討が行われ、原生的な自然環境を主体とする同地域を日光国立公園から分離独立するとともに、会津駒ヶ岳地域及び田代山・帝釈山地域を国立公園に編入し、平成 19 年 8 月 30 日、新たに「尾瀬国立公園」として指定されました。

## 2. 管理運営計画の策定経緯

### (1) 尾瀬国立公園管理計画（平成 25 年 8 月）

平成 19 年 8 月の尾瀬国立公園の指定に伴い、「日光国立公園尾瀬地域管理計画」（平成 9 年）を踏まえつつ、平成 25 年 8 月に「尾瀬国立公園管理計画」を作成しました。同管理計画においては、会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の編入、宿泊者数と利用者数の減少等の利用状況の急激な変化、ニホンジカによる植生被害等の課題を踏まえた管理方針を示しました。

### (2) 国立公園における協働型管理運営（平成 26 年 7 月）

今日の国立公園においては、外来種や野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ地域振興に配慮した適切な利用の推進、地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保等の観点から、国立公園の管理運営における地域との協働が強く求められるようになりました。こうした状況に対応するため、平成 26 年 3 月に「国立公園における協働型管理を進めるための提言」が取りまとめられました。同提言を受け、平成 26 年 7 月、「国立公園における協働型管理運営の推進について」（環境省自然環境局長通知）が発出されるとともに、「国立公園管理運営計画作成要領」（環境省自然環境局長通知）が策定されました。

### (3) 尾瀬国立公園管理運営計画（令和 4 年 4 月 1 日）

尾瀬国立公園においては、全国に先駆け、平成 20 年 1 月に総合型協議会である「尾瀬国立公園協議会」を設置し、「尾瀬ビジョン」（平成 18 年 8 月）の進行管理及びその実現を目指すとともに、参加型管理運営体制の構築を進めてきました。同ビジョンの策定から 10 年以上が経過したことから、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境の変化等を踏まえ、平成 30 年 9 月に同協議会において「新・尾瀬ビジョン」を決定しました。

「新・尾瀬ビジョン」に示された「尾瀬がめざす姿」や行動理念、今後の方向性等を踏まえ、同ビジョンに即した国立公園の管理運営を進めるため、「国立公園管理運営計画作成要領」に基づき「尾瀬国立公園管理運営計画」を作成しました。

昭和 9 年 12 月 4 日	日光国立公園指定
昭和 13 年 5 月 13 日	特別地域の指定
昭和 38 年 12 月 22 日	特別保護地区の指定
平成 18 年 11 月 30 日	「尾瀬ビジョン」決定（尾瀬の保護と利用のあり方検討会）
平成 19 年 8 月 30 日	「尾瀬国立公園」の指定 （日光国立公園から「尾瀬地域」の削除）
平成 25 年 8 月	「尾瀬国立公園管理計画」作成
平成 30 年 9 月 10 日	「新・尾瀬ビジョン」決定（尾瀬国立公園協議会）
令和 4 年 4 月 1 日	「尾瀬国立公園管理運営計画」作成

### 3. 尾瀬国立公園における管理運営計画の位置づけ

#### (1) 国立公園管理運営計画の目的等

国立公園の管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、国立公園ごと又は国立公園の地域ごとに、各地方環境事務所長等が管理運営計画を作成しています。

管理運営計画には、「国立公園管理運営計画作成要領」において、以下の事項を定めることとしています。

#### 第3 管理運営計画の内容

- (1) 管理運営計画作成の経緯
- (2) 管理運営計画区の概況
- (3) ビジョン
- (4) 管理運営方針
- (5) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (6) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (7) 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項
- (8) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項
- (9) その他

#### (2) 尾瀬国立公園管理運営計画

「尾瀬国立公園管理運営計画」においては、「新・尾瀬ビジョン」を踏まえ、これらの事項について定めるとともに、関係団体等の協力のもと、尾瀬国立公園の管理を担う環境省関東地方環境事務所が、尾瀬国立公園をどのようにしていきたいのか（「目指すべき姿」）、この「目指すべき姿」を達成するために環境省をはじめとした各主体がどこ（「保全対象」）をどのように保全し（「保全方針」）、どのような利用を誘導していくか（「利用方針」）を明確化します。

また、尾瀬国立公園の管理は、関係団体・関係者との協力のもとに行われているため、本管理運営計画に定める事項は、多くの方々が理解しやすい内容とします。

なお、公園計画は概ね5年毎に見直し作業（点検）を行うこととされており、本管理運営計画においても、公園計画の変更、社会状況の変化等、必要に応じて見直しを行うものとします。

見直しに当たっては、モニタリング情報や尾瀬国立公園協議会での評価等を反映し、保全や利用に関する方針を見直す等、利用状況や自然環境、社会状況の変化に対応した、順応的な国立公園の管理運営を図ります。

## 第1章 尾瀬国立公園の概要

### 1. 公園区域及び公園計画の概要

---

## 第1章 尾瀬国立公園の概要

### 1. 公園区域及び公園計画の概要

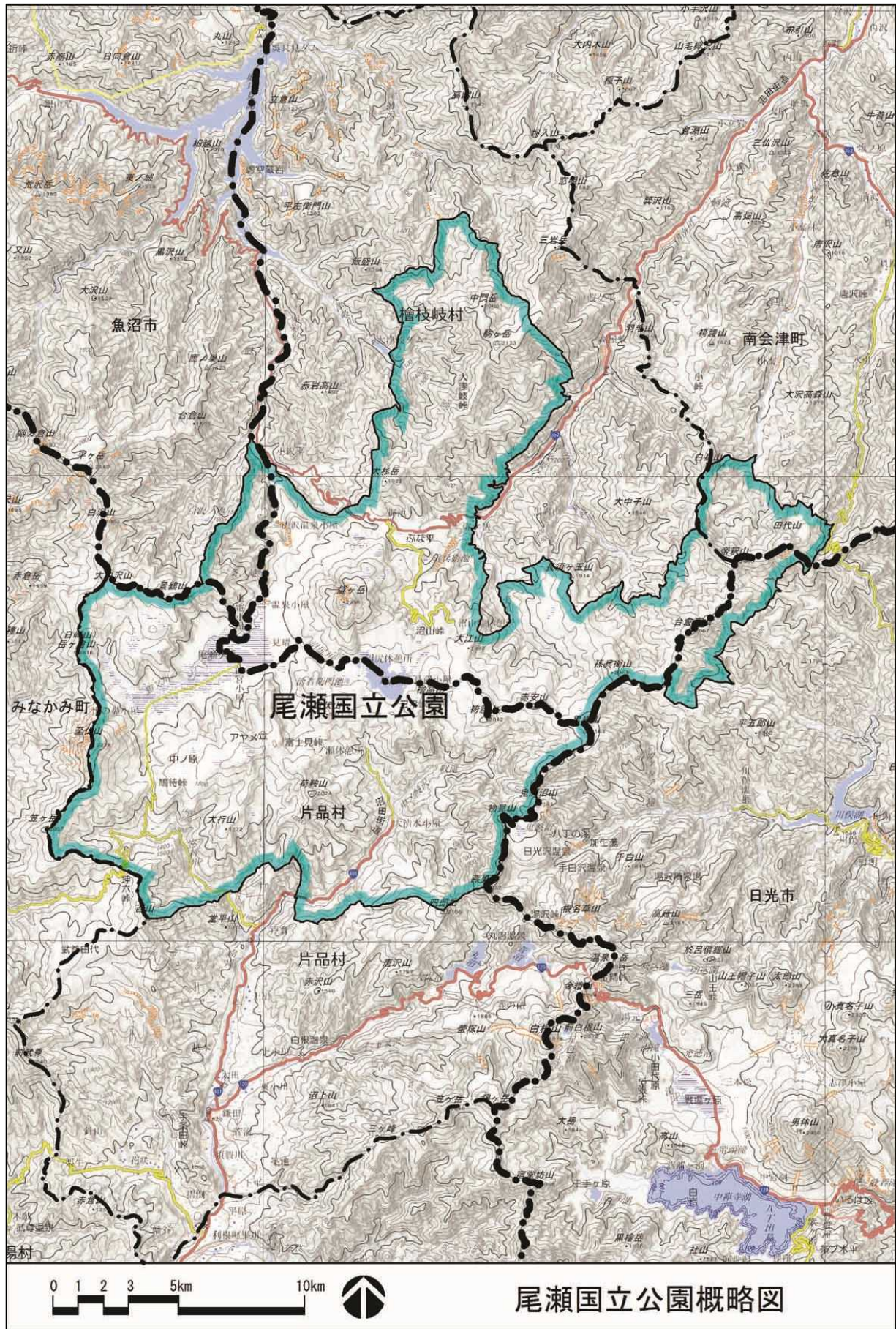
#### (1) 区域

本公園は、福島県南会津郡南会津町及び檜枝岐村、栃木県日光市、群馬県利根郡片品村、新潟県魚沼市の4県5市町村にまたがる山岳地で、ブナを中心とした山地帯、オオシラビソ、トウヒ、コメツガ等の針葉樹を中心とした亜高山帯に、尾瀬ヶ原や尾瀬沼をはじめとした大小の湿原、湖沼等が点在する、本州を代表する自然性の高い山岳公園です。面積は、37,222haになります。



# 第1章 尾瀬国立公園の概要

## 1. 公園区域及び公園計画の概要





(2) 公園計画の概要

尾瀬国立公園公園計画（令和3年4月9日）においては、規制計画及び施設計画について、以下のとおりとしています。

1) 規制計画

① 特別保護地区

(基本方針)

尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を中心とする日光国立公園以来の尾瀬地域の特別保護地区、燧ヶ岳の北面に点在する湿原と周囲の自然林、会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原雪田群落、袖沢上流部の多様性に富む森林植生等、特徴的な景観を構成している地域は、特別保護地区として厳正な保護を図る。

(指定対象)

- 我が国を代表する山地湿原・山地湖沼である尾瀬ヶ原、尾瀬沼と周囲の山稜からなる本公園の傑出した自然景観の核心をなす地区。
- 至仏山山頂部の雪田植生をはじめとする大規模な高山植生及び燧ヶ岳の北面に点在する大小様々な傾斜湿原群、それらと一体的な景観を形成している周囲のオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林帯。
- 会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線部東側及び南側斜面に発達した雪田草原及び山台地状の山頂に湿原を有する田代山。

② 第1種特別地域

(基本方針)

特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的森林や稜線部等の地域は、第1種特別地域とする。

(指定対象)

- 特別保護地区に隣接する山稜部で、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の背景として一体となった景観を構成する、オオシラビソを主体とする自然性の高い森林。
- 会津駒ヶ岳及び田代山の特別保護地区から連続する稜線部で、オオシラビソを主体とする自然性の高い森林が分布し、針葉樹林に囲まれた湿原の織りなす神秘的な風致が見られる地域。

③ 第2種特別地域

(基本方針)

利用上重要な車道沿線、主要な利用地点の周囲及び良好な状態で維持された自然林は、第2種特別地域とする。

(指定対象)

- 燧ヶ岳北西麓、会津駒ヶ岳山麓及び御池・ブナ平の典型的な日本海型ブナ林、松嶺岳北東部の標高 1,600m 以上に発達した亜高山帯針葉樹林帯及び自然性低木群落等、極めて良好な状態で残された原生的な森林景観。
- 田代・帝釈山山麓及び大江山東部の、オオシラビソの中にコメツガ、トウヒ等が混交する太平洋側の要素が色濃い林相や気候的な極相と考えられる広く発達したブナ林。

## 第1章 尾瀬国立公園の概要

### 1. 公園区域及び公園計画の概要

- 黒岩山西部のオサバグサ生育地を含む標高 1,700m 以上のオオシラビソ群落及び低標高部の広く発達したブナ・ミズナラ等の広葉樹林など自然性の高い森林景観。
- 尾瀬沼畔に位置する尾瀬沼集団施設地区
- 大清水、富士見、鳩待峠、津奈木一帯の、ダケカンバとオオシラビソの針広混交林、標高 1,400m 辺りのブナ林、ブナ帯より低標高部のコナラ群落及び津奈木湿原や溪流地帯など多様性に富んだ植生。

#### ④ 第3種特別地域

##### (基本方針)

人工林を主体とした地域は、第3種特別地域とする。

##### (指定対象)

- 檜枝岐村集落地の集落に近い標高 1,300m 以上の山麓地の、ブナを主体とする自然林のほか、薪炭採取などの地域の生活・文化と密接に関連した多様な植生。
- 片品村戸倉区の後背にあたり、高標高部のオオシラビソ等が生育する亜高山帯の森林景観、低標高部のブナ・ミズナラ等の広葉樹林帯、カラマツ等の造林地からなる地域。

#### ⑤ 関連事項

- 当該地域の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、汚水又は排水の排出規制区域とする。
- 当該地域の希少な高山植物や固有植物種を保護するため、採取等規制植物を定める。

## 2) 施設計画

### ① 保護施設計画

#### i) 植生復元施設

過去の過度な利用やニホンジカの被害等によって生じたと考えられる湿原・高山植生等の損傷箇所については、植生復元施設として適切な保護と復元を図る。

### ② 利用施設計画

#### i) 集団施設地区

本公園の利用動線上、重要な利用拠点であり、宿舎、博物展示施設等の利用施設が整備されている、快適な公園利用の拠点として、適切に整備・管理運営を行う。

- a) **御池** 尾瀬沼や尾瀬ヶ原への入山拠点であり、宿舎等の利用施設が集約的に整備されている。また、マイカー規制の基点となっており、適正な利用を図る上での拠点として重要な地区。
- b) **尾瀬沼** 主に沼山峠及び大清水からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が整備されている。適正利用の推進を図る拠点として重要な地区。
- c) **山ノ鼻** 主に鳩待峠からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が整備されている。適正利用の推進を図る拠点として重要な地区。

ii) 単独施設

適正な利用の増進を図るため、計画的に整備を行う施設。

- a) 園地 散策、風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいを図るための施設
- b) 宿舎 宿泊の用に供される施設（休憩所の機能を含む）
- c) 避難小屋 山岳において一時難を避けるための施設
- d) 休憩所 休憩又は飲食の用に供され、情報提供の機能も備えた施設
- e) 野営場 野営のために供されるテントサイト等の施設
- f) 駐車場 公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を駐車するための施設
- g) 給水施設 公園利用者に飲料水を供給するための施設（取水井、給水管等）
- h) 排水施設 集団施設地区又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理するための施設（排水管、浄化施設等）
- i) 博物展示施設 本公園の自然環境や歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、展示や解説等を行う施設（ビジターセンター）

iii) 車道 入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道。

iv) 歩道

本公園の多くの歩道は、公園計画上は「登山道」に位置づけられているが、各歩道の自然条件及びこれに見合った利用形態を考慮し、本計画では、歩道を下記の2種類に分類する。

- a) 登山道 急斜面を中心とした場所に設置されており、相応の登山技術、体力、装備を有する公園利用者を想定した歩道
- b) 探勝歩道 緩斜面を中心とした場所に設置されており、特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定した歩道

3) 生態系維持回復事業計画

ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えています。

このため、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施します。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行います。

## 2. 自然環境の概要

### (1) 地形、地質

我が国を代表する典型的な山地湿原で、日本最大の山地湿原である尾瀬ヶ原と、火山堰止湖である尾瀬沼を中心に、大江湿原、アヤメ平等の成因及び規模の異なる湿原を、燧ヶ岳や至仏山等の2,000m級の山々を取り囲み、盆地地形を形成しています。また、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原一帯を源とした只見川は、平滑ノ滝、三条ノ滝等の瀑布景観を形成しています。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の北部には、雪田草原、湿原を有する会津駒ヶ岳、東部には黒岩山、帝釈山、台地状の山頂に湿原を有する田代山の山稜が連続しており、尾瀬国立公園全体においても変化に富んだ地形及び多様な地質を呈しています。

田代山～帝釈山～台倉高山～三平峠～富士見峠～鳩待峠～至仏山を結ぶ稜線は日本海と太平洋との水系の境界線で中央分水嶺と呼ばれています。

#### 1) 尾瀬沼

標高約1,660mに位置し、約180haの面積をもつ沼で、水深は約9mあります。燧ヶ岳の噴火によって流れた溶岩が沼尻川を堰き止めてできたと考えられており、周囲には浅湖湿原、大江湿原等の発達した湿原を有し、それらの湿原と併せ、沼から湿原への遷移の過程が見られます。

#### 2) 尾瀬ヶ原

燧ヶ岳の溶岩によって沼尻川が堰き止められ沼が形成された後、周囲の山等から流入した土砂が堆積し、形成された山地湿原と考えられており、標高約1,400mに位置し、約849haの面積を有します。代表的な高層湿原の特徴を有し、ケルミ・シュレンケ複合体（泥炭が積み重なり、凸地と凹地が帯状に一体的に形成されもの。）の特異な地形が見られるとともに、4.5～5.0mと厚く堆積した泥炭層は、過去の気候変化や周辺の火山記録等の調査に用いられ、学術上の価値が高い高層湿原です。また、湿原内の川沿いには、上流の土砂が堆積し栄養の豊富な土壌の上に形成された拋水林が見られます。

なお、低層湿原、中層湿原も存在し、池塘や浮島等の湿原の形成過程を示す微地形や水の流れが湿原の中に消え、離れた場所に再び湧き出す竜宮現象を見ることができるとも尾瀬ヶ原の特徴です。

#### 3) 燧ヶ岳等の火山

燧ヶ岳は尾瀬ヶ原東側に位置し、標高2,356mの東北地方以北の最高峰であり、度重なる噴火により噴出した溶岩や火山灰が積み重なって形成された成層火山です。火山活動が約35万年前に始まり、約500年前にも噴火した比較的新しい火山です。柴安<sup>しばやすぐら</sup>、俎<sup>まないたぐら</sup>、御池岳、赤ナグレ岳及びミノブチ岳の5つの火山体から成り、最も高い柴安が燧ヶ岳の山頂となっています。北面には所々に湿原が形成されています。

尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺を囲むアヤメ平、皿伏山、荷鞍山、ススケ峰、景鶴山等も火山であり、アヤメ平には湿原が形成されています。

#### 4) 至仏山

尾瀬ヶ原西側に位置する標高2,228mの構造山地です。地殻変動により隆起し形成された南北に長い山塊であり、その南には小至仏山、悪沢岳、笠ヶ岳等の2,000m級の峰々が連なっています。至仏山の東面は谷が浅い穏やかな山容であり、山麓には花崗岩～足尾帯にあたる砂岩・頁岩が分布し、山頂に向かうにつれ、基盤である露出した蛇紋岩や岩塊が見られます。蛇紋岩はマグネシウムを多く含む超塩基性の特異な岩石です。また一部流紋岩が貫入しています。

### 5) 会津駒ヶ岳

越後山脈に属し、標高 2,133m で、山頂及び稜線部には雪田草原、湿原を有します。特に、北西の中門岳 (2,060m) へ至る稜線上は平坦な地形となっており、雪田凹地により湿原や池塘が多く点在しています。山頂から南西へ大津岐山 (1,945m)、大杉岳 (1,922m) と、2,000m 級の山々が連続していますが、起伏が少ないため、山頂部分が明瞭ではありません。地質は、中門岳周辺は花崗岩類、南西の大杉岳、大津岐山及びキリンテ周辺は主に約 2 万 9900 万年前～約 2 万 5200 万年前のペルム紀の地層が分布しています。

### 6) 田代山・帝釈山

北端の田代山 (1,927m) から南西に帝釈山 (2,060m)、台倉高山 (2,067m)、黒岩山 (2,163m) と 2,000m 級の山々が連続しています。田代山山頂には単一の傾斜湿原としては世界的にも稀である約 20ha の高層湿原が広がっています。地質は、田代山山頂及び帝釈山山頂には約 700 万年から 170 万年前までに噴火した火山の岩石であるデイサイトや流紋岩類、麓には花崗岩類が分布しています。

## (2) 植生

本公園には、海拔約 1,000m から 2,356m までの間にブナを中心とした山地帯、オオシラビソ、トウヒ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯及びハイマツの生育する高山帯が見られるほか、地形や気候等の影響による湿原植生、拋水林、お花畑等が見られます。

本公園は北方系（主に氷河期の遺存種）と南方系（氷河期以降に南方から侵入した種）、太平洋型（降雪等の影響をあまり受けない植生が成立するエリア）と日本海型（降雪等の影響を受けた植生が成立するエリア）の接点にあたり、シダ植物以上の高等植物にあつては、国内で確認された種の 1 割強にあたる 116 科 938 種が確認されており、多様な植物相が形成されています。また、固有種も多く、「原産植物」（尾瀬で初めて見つけられた植物）が 19 科 42 種、「特産種」（尾瀬周辺でしか見られない植物）が 10 科 19 種生育しています。

### 1) 湿原植生

尾瀬ヶ原を中心とした高層湿原では、ミズゴケ類が見られるほか、北方系遺存種であるツルコケモモ、ナガバノモウセンゴケ、ヒメシヤクナゲ等が生育しています。尾瀬ヶ原の低層湿原では、クロバナロウゲ、ヤナギトラノオ、サワギキョウのほか、ヨシ、ミズバショウ、リュウキンカ等、中間湿原ではニッコウキスゲ、ヌマガヤ、ミヤマワレモコウ等が見られ、地下水位の高さ等の条件によって様々な植生が確認できます。

尾瀬沼及びその周辺、会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線及びその周辺、田代山山頂や稜線に点在する雪田草原及び湿原でも同様にミズバショウ、リュウキンカ、チングルマ、ニッコウキスゲ、タテヤマリンドウ、ワタスゲ等、湿原の水文環境の違い等により様々な植生を見ることができます。

また、尾瀬ヶ原では絶滅危惧種のオゼコウホネ、オゼヌマアザミ、ヒメミズトンボ（オゼノサワトンボ）、ハクサンタイゲキ等の特産種が生育している。9 月に入ると草紅葉を見ることができます。

### 2) 拋水林

尾瀬ヶ原はミズゴケが厚く堆積した泥炭地で、酸性が強い貧栄養の土壌であるため樹木の生育に適しませんが、川沿いには山の斜面から流出した土砂が堆積し、樹木の生育に必要な栄養が十分に供給されています。そのため、ハルニレ、ミズナラ、ヤチダモ、シバタカエデ等の落葉広葉樹

林やオニシモツケ、ハンゴンソウ、ギョウジャニンニク等の下層植生が生育し、「拋水林」と呼ばれています。また、カラマツ、シラカンバ、ダケカンバ等による孤立林も見られます。

### 3) 高山植物

至仏山、燧ヶ岳、田代山・帝釈山の山頂付近では、タカネシオガマ、チシマアマナ、キンロバイ、タカネトウウチソウ、トウヤクリンドウ、ミヤマキンバイ、コマクサ、イワウメ、ミヤマヒカゲノカズラ等の多くの高山植物が見られます。

### 4) 樹林帯

尾瀬ヶ原、尾瀬沼を取り囲む山岳地帯及びその北部の会津駒ヶ岳周辺、東部の黒岩山、田代山・帝釈山周辺では、700～1,600mの山麓の林床にチシマザサを有する自然性の高い日本海型のブナの自然林を主体とした落葉広葉樹林が広範囲で広がっており、中部日本で最も典型的な森林景観を有しています。1,600mを境にオオシラビソ、トウヒ、コメツガ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯、矮性化したオオシラビソやミヤマナラ等の自然性低木群落、ハイマツの生育する高山帯が見られます。また、鳩待峠から山ノ鼻に至る登山道沿いには、全国的にも珍しいミズナラとハルニレ、カラマツ等から成る森林が見られる等、非常に多様な林相を有しています。

また、鳩待峠や裏燧林道のブナ林の林床には、日本海型植物であるトガクシショウマやスミレサイシン、オオタチツボスミレが見られ、帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日本固有種であるオサバグサ群落が高密度に生育しています。

### 5) 至仏山の蛇紋岩植生

至仏山は、植物の生理機能を妨げるマグネシウムを多く含む超塩基性の蛇紋岩からなっており、また寒冷かつ風あたりが強いことから、植物が育つには厳しい環境とされています。

一方、オゼソウ、カトウハコベ、タカネトウウチソウ等の蛇紋岩残存種と呼ばれる植物や他の地域から入りこみ蛇紋岩により形態が変化したホソバヒナウスユキソウ、ジョウシュウアズマギク等の変種等、希少な植物が多く生育しています。また、樹林帯では、ブナ、オオシラビソ、クロベ等が見られるほか、地質が蛇紋岩に変わる標高 1,640m辺りの森林限界より上部は、キタゴヨウ、クロベ等の低木化した針葉樹が生育しています。

## (3) 野生動物

本公園は、豊かで、かつ原生的な森林生態系及び湿原植生を有するとともに、北方系と南方系、太平洋型と日本海型の接点に位置することから、植物同様、多様な動物相が形成されています。

### 1) 哺乳類

30種以上の哺乳類が確認されており、小型哺乳類ではネズミ類やモグラ類のほか、環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧種に掲載されているホンドオコジョ、国の天然記念物でもあるヤマネが見られます。中型哺乳類では、ニホンイタチやホンドギツネ、ニホンノウサギ等が生息するとともに、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類も見られます。これまで確認されなかったニホンジカの生息が近年確認されるようになり、食害やヌタ場の形成等による湿原植生への影響が懸念されています。

### 2) 鳥類

尾瀬ヶ原や尾瀬沼等の水場のほか、2,000m級の山岳地帯、豊富な自然林等の変化に富んだ環境に恵まれているため、150種以上の鳥類が確認されています。

林間部にはルリビタキ、メボソムシクイ、オオルリ、ホトトギス類、キツツキ類のほか、クマタ

カ、イヌワシ等の猛禽類も見られます。また山ノ鼻地区の休憩所では毎年イワツバメが軒下に巣を作っています。

湿原にはヒバリやノビタキ、ホオアカ、オオヨシキリ等が生育し、カイツブリ、マガモが繁殖期に飛来してきます。また、拋水林には、モズやアオジ、カッコウ等が見られます。尾瀬沼では、アオサギやキンクロハジロ、コハクチョウ等も見ることができ、尾瀬沼は渡りの重要な中継地になっています。

このような豊富な鳥類相を有していることから、尾瀬ヶ原、尾瀬沼一帯は平成17年に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）に登録されました。

### 3) 昆虫類等

トンボ類は大型のヤンマからアカネ、イトトンボ類の中型種、日本最小のトンボであるハッチョウトンボ等40種ほど見られるとともに、日本産の北方系17種全ての生息が確認されています。それらの多くは溪流のほか、池塘で産卵されており、その幼生は水深の違いにより棲み分けすることが確認されています。

チョウ類も多く確認されており、オオウラギンスジヒョウモンやコヒョウモン、ルリシジミ、アサギマダラ等50種ほどが生息しています。

また、池塘の中ではアカハライモリが見られ、沢、池沼とそれら周辺の森林にはトウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオが生息しています。

### (4) 歴史・伝統・文化

檜枝岐村と片品村戸倉は、尾瀬を挟んで会津若松と沼田を結ぶ「会津沼田街道」の途中に位置し、戸倉には関所が設けられていました。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代には米や酒などの物資の交易もありました。

尾瀬が登山の対象とされ始めたのは明治23年に平野長蔵が尾瀬沼畔に長蔵小屋を建てた頃からですが、当時の主たる利用は漁業や狩猟でした。豊富な水資源を利用した水力発電計画や分水計画、また、道路の開発計画等が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まっており、本公園は「日本の自然保護運動発祥の地」と呼ばれています。

現在、檜枝岐村では、尾瀬等の自然や檜枝岐歌舞伎といった文化・伝統を活かした村づくりを行っています。檜枝岐歌舞伎は270年以上の歴史をもつ農村歌舞伎で、その舞台は国指定重要有形民俗文化財となっています。片品村も「尾瀬の郷」構想を掲げ、豊かな自然環境資源を活かした村づくりを行っています。

また、魚沼市の湯之谷地区には、尾瀬を発見したと伝えられる尾瀬三郎中納言の伝説があり、毎年7月末にその供養祭が営まれています。南会津町においても尾瀬国立公園への指定を機に、田代山・帝釈山における環境学習を中心とした、幅広い利用の推進に取り組んでいます。



### 3. 公園利用の概要

#### (1) 利用状況

本公園では、登山、軽登山又は自然探勝を目的とする利用が中心となっています。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、安全にかつ手軽に優れた自然とふれあえる場所として活用されています。アクセス及び施設の良さから、ツアーも含め、幅広い年代に利用され、近年では日帰り利用が主体となっています。利用は開山期である5月中旬から10月下旬までの三季型になっており、なかでも春のミズバショウ、夏のニッコウキスゲ、秋の草紅葉や紅葉時期に入込が集中する傾向となっています。近年では、環境学習の場としての利用も盛んに行われるようになり、行政による小中学校を対象とした環境学習の事業や民間による自然学校の開催が見られます。また、至仏山等では、ゴールデンウィーク中に、バックカントリースキーやスノーボードによる利用も見られます。

日光国立公園尾瀬地域の開山期の利用者数は、平成2～7年度まで50万人台前半で推移し、平成8年度には過去最多の約64万人を記録しましたが、その後減少が続き、近年では20万人台後半で推移しています。令和元年度の尾瀬国立公園の開山期の利用者は約25万人でした。

至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山及び帝釈山は、中高年を中心とした多くの登山者に親しまれ、令和元年度の開山期は至仏山には約8,200人、会津駒ヶ岳には約9,500人、田代山及び帝釈山には約4,100人の利用がありました。

#### (2) 利用動態の特徴

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺への主な入山口は6か所あります。このうち尾瀬ヶ原への入山口である鳩待峠からの入山者数が全入山者数の6割弱、尾瀬沼への入山口である沼山峠からの入山者数が2割弱、大清水からの入山者数が0.5割となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な鳩待峠及び沼山峠からの日帰りによる利用が多くを占めています。各入山口からの利用者は、ビジターセンターが整備されている山ノ鼻及び尾瀬沼集団施設地区を休憩、トイレ利用、宿泊等の主な拠点として利用しています。

群馬県側から尾瀬沼へ至る最短コースとなっている大清水入山口では、大清水～一ノ瀬間で低公害車を運行しています。これは、鳩待峠入山口に集中する利用者を大清水入山口へ分散するとともに、回遊・滞在型利用への誘導を図り、尾瀬の多様な魅力を一層楽しんでもらうためのものであり、平成27年度から営業運行しています。

会津駒ヶ岳の入山口は滝沢登山口、キリンテ登山口、御池登山口の3か所ありますが、滝沢登山口から会津駒ヶ岳山頂を経由し、中門岳へ至るルートの日帰り利用が主となっています。

田代山・帝釈山の入山口は馬坂峠登山口、猿倉登山口、木賊登山口の3か所ありますが、馬坂峠登山口と猿倉登山口の利用が主流となっています。オサバグサが開花する6～7月に利用が集中しています。

## 第2章 ビジョン及び管理運営方針

### 1. ビジョン

#### (1) 「新・尾瀬ビジョン」における「尾瀬がめざす姿」

美しい景観とともに貴重な生態系を有する「自然の宝庫」尾瀬は、過去において数多くの開発の波にさらされましたが、そのたびに、先人たちの懸命な努力により守られてきました。

平成18年11月、「尾瀬」の現況や課題を受け、多様な主体からなる「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」において、今後の尾瀬のあり方を示す「尾瀬ビジョン」が決定されました。

このビジョンで示された取組の結果、平成19年8月30日に「尾瀬国立公園」は日光国立公園から分離・独立しました。

その後、10年が経過し、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境も大きく変化していることから、様々な変化を踏まえ、将来を見据えた「新・尾瀬ビジョン」として平成30年9月に改定されました。

「新・尾瀬ビジョン」では、尾瀬国立公園とそこを取り巻く広がり一帯を「尾瀬」と捉え、「尾瀬がめざす姿」を以下のとおりとしています。

#### 尾瀬がめざす姿

みんなの財産である尾瀬をこれからも守り続けていくため、活かしたい尾瀬の強みを高めながら、3つの視点を大切に「みんなに愛され続ける尾瀬」を目指しましょう。

1. 「生きもの」の視点 尾瀬本来の生きものがありのままに生きている
2. 「利用者」の視点 いつ来ても楽しく誰もがわくわくできる
3. 「地域」の視点 地域の人々が誇りを持っていきいきできる

#### (2) 尾瀬国立公園がめざすべき姿

「尾瀬がめざす姿」を踏まえ、本管理運営計画における「尾瀬国立公園のめざすべき姿」を以下のとおりとします。

#### 尾瀬国立公園がめざすべき姿

- 利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の動植物や貴重な高山植物、ブナの自然林等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
- 自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山麓における自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみに留まらない体験・学習型の利用が充実している。

## 2. 管理運営方針

### (1) 管理運営計画区の設定及び特徴

本公園は、全域において、自然環境及び地形的連続性があり、公園利用についても広く一体的に行われています。また複数の県市町村にまたがるものの、それぞれ尾瀬を中心とした文化や産業を持つ等、人文的なつながりも見られることから、尾瀬国立公園区域全体を一管理運営計画区とし、国立公園の施策を一体的に行うこととします。

#### ※「風致」及び「景観」について

自然公園法では、保全対象を「風致」と「景観」に分けていますが、本管理運営計画では保全対象を「自然景観」に統一します。

#### ■自然景観

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の開放的な景観と、これらを囲む至仏山及び燧ヶ岳等の周囲の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる開放的な山地湿原景観等、これらの美しい自然景観が本公園の特徴です。一方で、至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳や帝釈山山頂等から眺望するパノラマ景観や、紅葉及び草紅葉等の季節の景観、高山植物の群落や山麓から山腹に広がるブナ林から成る自然性が高い森林景観、三条ノ滝、平滑ノ滝等の瀑布景観等、様々な優れた自然景観を有しており、これらの自然景観を目的に訪れる利用者が多いのが特徴です。

#### ■自然環境

尾瀬ヶ原、尾瀬沼、燧ヶ岳北面、会津駒ヶ岳山頂及び田代山山頂に代表される湿原には、山地湿原特有の希少な植物や多様な野生動物が生息・生育しています。また、至仏山や会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山等の周囲の山岳には、ブナの自然林やオオシラビソ等の亜高山帯針葉樹林が広がり、それらの林床には貴重な高山植物が生育しており、公園全体が自然性の高い生態系で成り立っているとともに、これらの生態系から成る自然環境が自然景観を構成する重要な要素になっています。

#### ■利用状況

開山期である5月～10月を中心に、湿原散策を始めとした自然探勝や、百名山登山等の利用者が多く訪れ、至仏山等では、ゴールデンウィーク中に、バックカントリースキーやスノーボードによる利用も見られます。令和元年度は約25万人が本公園を訪れています。利用形態としては、尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然探勝や至仏山、燧ヶ岳など周辺山岳地の登山が主流です。また、貴重な地形地質や自然生態系を学ぶことができる自然学習の場、特に子どもたちの学習の場として活用されています（尾瀬学校、ふくしま子ども自然環境学習推進事業）。近年では、日本のみではなく、外国からの利用者も見られています。

また、本公園は、様々な開発計画に反対する自然保護運動が大正時代より始まっており、「日本の自然保護運動発祥の地」とも呼ばれ、植生回復や木道敷設等の自然保護に関する取組が先駆的に実施されてきていることから、自然への理解を深め、自然環境保全に対する意識啓発の場としての役割も担っています。

(2) 行動理念

「新・尾瀬ビジョン」においては、下記の「行動理念」を掲げています。

<p><b>行動理念</b></p> <p><b>「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」</b></p> <p>1. みんなの尾瀬 尾瀬の普遍の価値を広く発信し、尾瀬を愛する輪を広げていきましょう。</p> <p>2. みんなで守る かけがえのない尾瀬をみんなで守り育て、しっかりと次代に引き継いでいきましょう。</p> <p>3. みんなで楽しむ 自然を損なわない楽しみ方を考えながら、みんなが訪れたい尾瀬にしましょう。</p>
--

(3) 管理運営の方向性

上記の行動理念と、「新・尾瀬ビジョン」で示された「今後の方向性と必要な取組」を踏まえ、本管理運営計画における管理運営の方向性を下記のとおり定めます。

1) みんなの尾瀬

尾瀬国立公園協議会などの協働型管理運営の枠組みを活用し、各主体の連携・協力を強化するとともに、参加型の管理運営体制の構築を進めます。また、調査・巡視等により、自然景観や利用状況等に係る情報を継続的に収集、蓄積するとともに、ホームページ等の媒体を通じてこれらの情報やルール・マナーを利用者へ分かりやすく発信していきます。

<新・尾瀬ビジョンにおける「視点」と「今後の方向性」>

<p>視点① 愛される尾瀬づくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 尾瀬のファンづくり</li><li>● 尾瀬で学ぶ機会の拡大</li></ul>	<p>視点④ 情報の効果的・効率的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 認知度の向上</li><li>● 情報の共有</li></ul>
<p>視点② モデルとなる尾瀬づくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 先進的な取組の推進</li></ul>	<p>視点⑤ 尾瀬の現状把握</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 基本情報の収集</li></ul>
<p>視点③ 尾瀬を育てる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 多様な主体の参加と連携促進</li><li>● 担い手の育成</li><li>● 資金的サポートの呼びかけ</li></ul>	

### 2) みんなで守る

展望地や利用動線からの眺望の確保、植生回復対策の実施等、保全対象となる自然景観を適正に保全し、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。また、貴重な自然環境を保護していくとともに、ニホンジカ対策や外来種の侵入及び定着防止、植生回復を実施し、良好な環境を維持していくことで、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。

これらの保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことにより、有効な対策を講じていきます。

#### <新・尾瀬ビジョンにおける「視点」と「今後の方向性」>

##### 視点① 自然豊かな尾瀬づくり

- これまでの取組の継承
- 貴重な自然環境の保護
- 植生の荒廃対策
- 外来植物対策

##### 視点③ 野生動物との軋轢の解消

- ニホンジカによる被害の低減
- ツキノワグマとの共存
- 新たな獣害への対応

##### 視点② 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり

- 歴史・伝統・文化の保全
- 新しい歴史・伝統・文化の創造

##### 視点④ 科学的知見に基づく保全

- 調査研究の促進

### 3) みんなで楽しむ

利用の分散化や滞在型・周遊型利用を促進するとともに、従来の風景鑑賞のみに留まらない本公園の新しい利用形態を検討し、幅広い利用の促進を図ることで、利用者が尾瀬の自然にゆっくりふれあい、その素晴らしさに感動することができる機会を提供していきます。また、自然景観に配慮した上で、標識の充実や、よりの確な利用動線の確保等の快適な利用空間の整備に努めます。

さらに、利用者数や利用動態の変化についてのモニタリングを継続的に実施し、モニタリングで得られた情報を利用に関する各施策にフィードバックすることで、順応的管理を行っていきます。

#### <新・尾瀬ビジョンにおける「視点」と「今後の方向性」>

##### 視点① 魅力あふれる尾瀬づくり

- 尾瀬の魅力向上

##### 視点② 幅広い楽しみ方の検討

- 多様な利用方法の検討
- エコツーリズムの推進
- 地域における利用の役割分担
- 滞在型・周遊型利用の促進

##### 視点③ 楽しむための土台づくり

- 安全対策
- 施設の整備
- ルール・マナーの検討
- 普及啓発
- 望ましい交通アクセスの検討

## 第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬）

### 1. 関係者の連携に関する方針と施策

米国等の営造物型の国立公園と異なり、日本は地域制の国立公園であるため、公園管理者に加え、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、公園利用者等の多様な主体の連携による管理運営が求められます。

尾瀬国立公園の管理運営にも、行政機関、公園事業者、土地所有者、NGO・NPO等の多くの主体が携わっています。これらの主体の連携を強化するとともに、公園利用者や周辺地域の住民・企業等の協力を拡大することで、管理運営の更なる充実を図ります。

#### （1）愛される尾瀬づくり

##### 1）尾瀬のファンづくり、尾瀬で学ぶ機会の拡大

公園管理のための各種活動を、ボランティア活動や企業等の研修、地域の環境教育・生涯学習等のフィールドとして提供することにより、管理運営の充実及び公園管理に関する理解の醸成を図るとともに、地域社会と公園利用者、関連企業等との交流の機会を創出していきます。

#### （2）モデルとなる尾瀬づくり

##### 2）先進的な取組の推進

###### ア 協働型管理運営のトップランナー

「日本の自然保護運動発祥の地」である本公園では、ゴミ持ち帰りやマイカー規制、排水対策等の環境保全対策にも関係者の連携により先進的に取り組んできました。また、総合型協議会を設置し、共通のビジョンのもとで協働型管理運営を進めている国立公園の一つです。

今後も日本の国立公園・保護地域の先駆的な存在（トップランナー）となり、先進的な取組を全国に発信していきます。

###### イ ラムサール条約に基づく施策

重要な渡りの中継地として、冬鳥を含む約150種以上の豊富な鳥相を有していることから、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の8,711haの区域（国立公園の特別保護地区）が、国際的に重要な湿地として平成17年に「ラムサール条約湿地」に登録されています。今後も条約の趣旨に沿って保全と賢明な利用を推進していくとともに、観察会やパンフレット等において、野生動物の生息地としての役割や湿地の恵みについて広報・教育・普及啓発（CEPA）を行っていきます。

#### （3）尾瀬を育てる仕組みづくり

##### 1）多様な主体の参加と連携促進

###### ア 現場からの声を対策に活かす仕組みづくり

各主体の活動や公園の利用状況に関する情報や意見を集約し、管理運営の改善にフィードバックしていくための情報共有の枠組みを整備し、地域における意見交換を推進します。

###### イ ボランティア活動

本公園は公益財団法人尾瀬保護財団（以下、「尾瀬保護財団」という。）の尾瀬ボランティアや民間企業のボランティア、自然保護団体のボランティア等多くのボランティアが活動しています。それぞれの役割や目的に沿ってボランティア活動を実施し効果を上げており、今後も連携を取りながら活動の推進を図ります。

1. 関係者の連携に関する方針と施策

ウ 民有地との連携

本公園の核心部である尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南側の群馬県域（特別保護地区）は東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力R P」という。）の社有地であり、田代山山頂の広大な湿原（特別保護地区）は三井物産株式会社（以下、「三井物産」という。）の社有地です。

本公園の保全すべき重要な部分に民有地が多く含まれているとともに、現在、植生回復や事業道路（歩道）、宿舎等の一部の国立公園事業は土地所有者が執行しており、土地所有者と保全方針について共通認識を持ち、適正な保全活動を促していきます。

また、東京電力R P及び三井物産では、パンフレットやホームページによる情報提供、環境教育やボランティア活動等も実施しており、それらの活動と連携した保全に関する効果的な対策を図っていきます。

2) 担い手の育成

1) の促進とあわせ、活動機会の提供者となる各実施主体に対し、インタープリターの育成に関する研修や宿舎・休憩所等の機能・サービスの向上に関する補助金等のメニューを積極的に紹介していきます。

3) 利用者の公園管理への協力の推進

本公園の優れた自然景観及び自然環境を保全し、安全・快適な利用環境を維持するとともに、より上質な自然体験を利用者に提供していくため、管理運営に対する資金・労力・アイデアなど様々な形での利用者の協力・参加のあり方を検討し、地域の関係者との合意形成を図ります。

(4) 情報の効果的・効率的な発信

1) 認知度の向上

インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のツールを活用し、一級の自然資源である国立公園ならではの価値や魅力を国内外に発信していきます。

2) 情報の共有

自然資源・文化資源等の興味対象の情報について、利用者が容易に入手できるよう、各種調査等の成果を一般に分かりやすい形にまとめ、オープンデータ化を推進します。

また、安全かつ快適な利用のため、利用者が円滑に訪問計画を立て、十分な準備ができるよう、利用環境やルール・マナー等について、ウェブサイト等による事前の情報発信に努めます。

(5) 尾瀬の現状把握

1) 基本情報の収集

順応的な管理が行えるよう、施策毎に継続的なモニタリングを行い、その効果について評価・検証を行います。保全対象については、モニタリングの目的に応じた十分な調査対象、時期・頻度等を検討し、経年での変化を記録していきます。また、利用状況については、登山者カウンター、歩道やビジターセンターの利用状況及び利用動態調査等により、可能な限り最新の状況の把握に努めるとともに、利用者の声を収集・整理し、ソフト・ハード両面の施策に反映させていきます。

尾瀬全体として、植生、地質、気候等の科学的データの収集・蓄積が図られるよう、尾瀬総合学術調査や各県の調査研究の取組とも連携し、共通のデータベースを構築する等により、知見の共有を進めます。

## 2. 国立公園の管理運営に関係する各種計画・会議等

### （1）尾瀬国立公園協議会（総合型協議会）

日本の国立公園では、指定、公園計画の決定、規制の実施、国立公園事業の執行等公園の管理運営の様々な段階において、環境省だけでなく都道府県・市町村等の地方公共団体や民間事業者等多様な主体が関わっています。尾瀬においても、鳥獣対策や適正利用等の課題については、環境省以外の国の機関や地方公共団体、民間団体、公園事業者等様々な主体の協働体制の構築（総合型協議会）及び各構成員による計画的、効果的な対策実施が必要となっており、その場として、尾瀬国立公園協議会が設置されています。

「尾瀬国立公園協議会」は平成18年度の「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で作成された、今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき対策についてまとめられている「尾瀬ビジョン」の実現・推進を目的に、平成19年度に設置されました。また、本協議会により、平成30年9月に「新・尾瀬ビジョン」が決定されました。

本協議会では、「新・尾瀬ビジョン」に基づく取組の進行促進及び参加型管理運営体制の構築を図ることとしています。本計画に基づく管理運営が実行されているかを確認し、施策の効果を評価し、今後の具体的取組を検討していく上で、本協議会とは綿密な連携をとっていきます。

### （2）尾瀬国立公園の管理運営に関係する個別課題型協議会等

- 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会
- 尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会
- 至仏山保全対策会議
- 群馬県尾瀬保護専門委員会／福島県尾瀬保護調査会
- 群馬県尾瀬美化愛護協会／福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部
- 尾瀬ガイド協会
- 尾瀬山小屋組合
- 尾瀬沼地区／尾瀬見晴地区／尾瀬温泉地区運営協議会
- 片品村尾瀬交通対策連絡協議会／福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会
- 尾瀬ルート活性化委員会
- 尾瀬国立公園の田代山の保全と西根川流域の土砂等対策に関する検討会

### （3）尾瀬国立公園の管理運営に関係する個別の計画等

- 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針
- 尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル
- 至仏山保全基本計画
- 会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針
- 尾瀬国立公園標識ガイドライン



第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬）

3. 整合を取るべき地域の各種計画

3. 整合を取るべき地域の各種計画

(1) 群馬県関係

策定機関	計画名
群馬県	新・群馬県総合計画
	群馬県観光振興計画
	利根上流地域森林計画
	群馬県環境基本計画 2021-2030
	生物多様性ぐんま戦略
	群馬県ツキノワグマ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)
	群馬県ニホンジカ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)
	群馬県鳥獣保護区等位置図
	群馬県第12次鳥獣保護管理事業計画
	群馬県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
	レッドリスト
尾瀬学習プログラム	
群馬県 片品村	片品村総合計画
	片品村景観計画
	会津沼田街道魅力向上推進プラン
林野庁(国有林)	利根上流国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画(利根上流森林計画区)
	国有林野施業実施計画(利根上流森林計画区)

(2) 福島県関係

策定機関	計画名
福島県	福島県総合計画
	広域的地域活性化基盤整備計画
	会津地域森林計画
	福島県環境基本計画
	ふくしま生物多様性推進計画
	福島県ツキノワグマ管理計画
	福島県ニホンジカ管理計画
	福島県鳥獣保護区等位置図
ふくしまレッドリスト	
福島県 檜枝岐村	檜枝岐村総合戦略
	第4次檜枝岐村振興計画
	檜枝岐村森林整備計画
	尾瀬檜枝岐環境学習推進事業
	会津駒ヶ岳山頂湿原 木道整備計画
	会津沼田街道魅力向上推進プラン
福島県 南会津町	南会津町総合振興計画
	南会津町森林整備計画
	南会津町環境基本計画
林野庁(国有林)	会津国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画(会津森林計画区)
	国有林野施業実施計画(会津森林計画区)

第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬）

3. 整合を取るべき地域の各種計画

(3) 新潟県関係

策定機関	計画名
新潟県	新潟県総合計画 いがた未来創造プラン
	新潟県環境基本計画
	新潟県生物多様性地域計画
	鳥獣保護管理事業計画書
	新潟県ツキノワグマ管理計画
	新潟県ニホンジカ管理計画
	新潟県鳥獣保護区等位置図
	レッドリスト
新潟県 魚沼市	魚沼市総合計画
	第2次魚沼市環境基本計画
	地域産業成長促進計画
林野庁（国有林）	中越国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画（中越森林計画区）
	国有林野施業実施計画（中越森林計画区）

(4) 栃木県関係

策定機関	策定計画名
栃木県	栃木重点戦略 とちぎ未来創造プラン
	新とちぎ観光立県戦略
	日光国立公園ステップアッププログラム 2025
	栃木県ツキノワグマ管理計画
	栃木県ニホンジカ管理計画
	栃木県鳥獣保護区等位置図
	栃木県版レッドリスト『レッドデータブックとちぎ 2018』
栃木県 日光市	第2次日光市総合計画 前期基本計画
	日光市観光振興計画
	第2次日光ブランド戦略プラン
	第2次日光市環境基本計画
林野庁（国有林）	鬼怒川国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画（鬼怒川森林計画区）
	国有林野施業実施計画（鬼怒川森林計画区）

## 第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

### 1. 保全のゾーニング

---

## 第4章. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

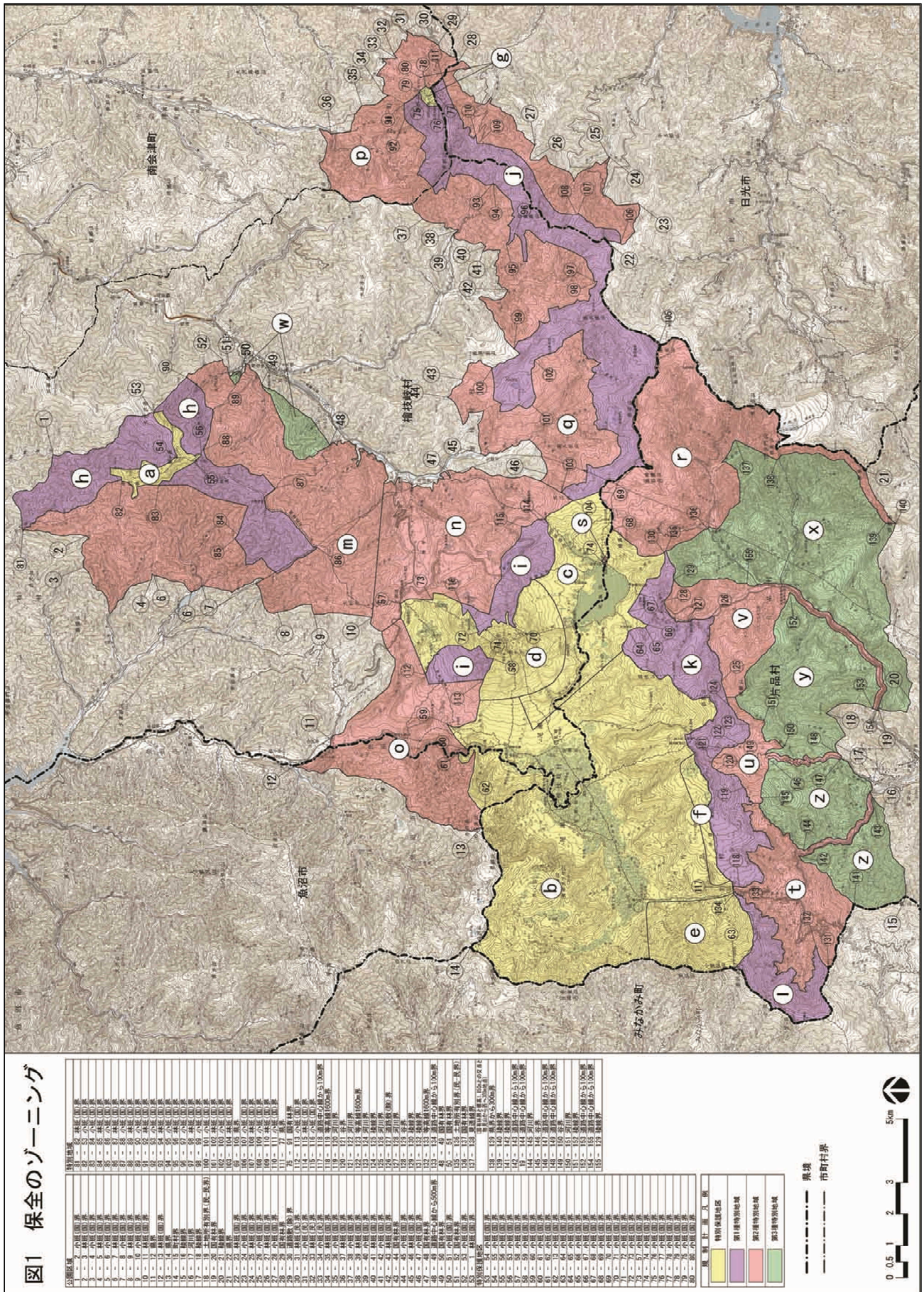
第2章2.（2）1）の管理運営方針（みんなで守る）に基づく施策を効果的に実施するため、保全すべき自然景観等に応じゾーニングを行い、ゾーニング毎に保全方針を定め、ゾーニング毎に適切に自然景観を保全していくことで、公園全体の自然景観の維持を図っていくこととします。

### 1. 保全のゾーニング

本公園は自然景観の特性及び保全度から、公園計画により、保護規制計画（第1章1.（2）①保護規制計画）により特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域の4つにゾーニングされているため、これを保全のゾーニング（図1、表1）とし、この規制計画のゾーニング毎に保全対象及び保全方針を定めます。保全対象については自然景観の特性に鑑み、各ゾーニングを地域毎に更に区分けして示します。



第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）  
 1. 保全のゾーニング





第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

1. 保全のゾーニング

表1 保全のゾーニング

エリア	区域
<b>特別保護地区</b>	
㉑ 会津駒ヶ岳山頂部	・会津駒ヶ岳山頂部から中門岳へ至る稜線 ・会津駒ヶ岳山頂部から大戸沢岳へ続く稜線
㉒ 尾瀬ヶ原	・八海山、景鶴山、ススケ峰、三条の滝等の尾瀬ヶ原北部及び富士見峠、白尾山、皿伏山等の尾瀬ヶ原南部を含む尾瀬ヶ原一帯
㉓ 尾瀬沼	・尾瀬沼西側の白砂峠及び尾瀬沼東側の大江湿原を含む尾瀬沼一帯
㉔ 燧ヶ岳山頂部	・燧ヶ岳山頂部と北麓
㉕ 至仏山	・至仏山一帯
㉖ アヤメ平	・鳩待峠からアヤメ平へ至る稜線
㉗ 田代山山頂部及び小田代	・田代山山頂部と小田代
<b>第1種特別地域</b>	
㉘ 会津駒ヶ岳北東部及び南部	・会津駒ヶ岳及び中門岳の北東部 ・会津駒ヶ岳から大津岐峠へ至る稜線 ・会津駒ヶ岳南部
㉙ 燧ヶ岳北西麓及び東麓	・燧ヶ岳北西麓 ・長池周辺の燧ヶ岳東麓
㉚ 田代山・帝釈山稜線	・田代山、帝釈山、台倉高山、孫兵衛山、黒岩山、赤岩山を結ぶ稜線
㉛ 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南部	・鳩待峠、富士見峠、皿伏山、三平峠を結ぶ稜線の南麓
㉜ 悪沢岳及び笠ヶ岳東麓	・悪沢岳及び笠ヶ岳東麓
<b>第2種特別地域</b>	
㉝ 会津駒ヶ岳山麓	・会津駒ヶ岳山麓一帯
㉞ 御池及び沼山峠北西麓	・七入から御池へ至る車道沿い及びその周辺 ・御池から沼山峠へ至る車道沿い及びその周辺
㉟ 小沢平及び燧ヶ岳北西麓	・小沢平周辺及び松島高山北東部 ・燧ヶ岳北西麓
㊱ 田代山・帝釈山山麓	・田代山・帝釈山山麓一帯
㊲ 沼山峠南東部	・沼山峠南部（大江山東部）一帯
㊳ 黒岩山西部及び鬼怒沼山	・黒岩山、鬼怒沼山へ続く稜線西側一帯 ・物見山から四郎岳へ続く稜線
㊴ 尾瀬沼東部	・尾瀬沼東部（尾瀬沼集団施設地区）
㊵ 鳩待峠	・戸倉から鳩待峠へ至る車道沿い
㊶ 富士見下	・富士見下から富士見峠へ至る歩道沿い
㊷ 大清水	・大清水から一ノ瀬へ至る歩道沿い
<b>第3種特別地域</b>	
㊸ 檜枝岐	・檜枝岐集落に近い会津駒ヶ岳山麓
㊹ 物見山及び燕巣山北西部	・物見山及び燕巣山北西部一帯
㊺ 荷鞍山南部	・荷鞍山南部一帯
㊻ 大行山一帯及び西山北東部	・大行山一帯及び西山北東部一帯

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

第2章2.(2)1)の管理運営方針（みんなで守る）に沿って自然景観を管理するとともに、以下に示す保全対象を保全方針に沿って管理することで、第2章1. 目指すべき姿の実現を図ります。

A 特別保護地区

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
① 会津駒ヶ岳 山頂部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山頂部の多数の池塘を含む湿原景観</li> <li>■ 湿原と周囲の山岳地帯との一体的な景観</li> <li>■ 山頂から眺望する燧ヶ岳、至仏山、田代山等のパノラマ景観</li> <li>□ 雪田草原（山地湿原）を中心とした高山植物及び湿原植生</li> <li>□ 昆虫類や鳥類等の湿原特有の野生動物</li> </ul>
② 尾瀬ヶ原	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 拋水林や池塘等を含めた湿原景観</li> <li>■ 湿原と周囲の山岳から成る山地湿原景観</li> <li>■ 尾瀬ヶ原の水を一手に集めた平滑ノ滝と三条ノ滝の瀑布景観</li> <li>■ 周囲の山岳から眺望できる盆地景観</li> <li>■ ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林や、オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林を主体とした湿原周辺の森林景観</li> <li>□ 日本最大の山地湿原</li> <li>□ 高層湿原を中心とした湿原植生</li> <li>□ 湿原泥炭層</li> <li>□ ケルミーシュレンケ複合体、浮島、池塘等の湿原特有の微地形</li> <li>□ ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林～オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系</li> <li>□ 拋水林や周辺の低木類</li> <li>□ 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物</li> </ul>
③ 尾瀬沼	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 湿原及び湖畔景観</li> <li>■ 湿原及び沼等の水辺と周囲の山岳やオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林が一体となった山地湖沼景観</li> <li>■ 周囲の山岳から眺望できる盆地地形の湖沼景観</li> <li>□ 火山堰止湖及びその周辺の湿原を中心とした湿原植生</li> <li>□ 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物</li> <li>□ オオシラビソを主体とした森林生態系</li> </ul>
④ 燧ヶ岳 山頂部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 尾瀬沼、尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観</li> <li>■ 山頂からのパノラマ景観</li> <li>■ 山頂から眺望する尾瀬沼、尾瀬ヶ原の景観</li> <li>■ 山頂から眺望するオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～ブナを主体とする広葉樹林から成る森林景観</li> <li>■ 北面の傾斜湿原群とその周囲のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林から成る山地湿原景観</li> </ul>

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
(続き) ㉔ 燧ヶ岳 山頂部	<input type="checkbox"/> 北面の傾斜湿原を中心とした湿原植生 <input type="checkbox"/> 露出した火山地質 <input type="checkbox"/> 5峰の山容に見られる火山地形 <input type="checkbox"/> 山岳地帯特有の高山植物 <input type="checkbox"/> 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～山麓のブナを主体とする広葉樹林の垂直植生分布 <input type="checkbox"/> ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の野生動物
㉕ 至仏山	<input checked="" type="checkbox"/> 尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観 <input checked="" type="checkbox"/> 山頂からのパノラマ景観 <input checked="" type="checkbox"/> 山頂から眺望する尾瀬ヶ原の景観 <input checked="" type="checkbox"/> オヤマ沢田代と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観 <input type="checkbox"/> 至仏山特有の蛇紋岩地質とそれに起因する希少な高山植物 <input type="checkbox"/> オヤマ沢田代の希少な湿原植生 <input type="checkbox"/> オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林の高山帯～亜高山帯の垂直植生分布 <input type="checkbox"/> ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の野生動物
㉖ アヤメ平	<input checked="" type="checkbox"/> 池塘を含めた湿原景観 <input checked="" type="checkbox"/> 湿原と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観 <input checked="" type="checkbox"/> 至仏山や燧ヶ岳等の周囲の山岳と一体となった景観 <input checked="" type="checkbox"/> オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る山麓森林景観 <input type="checkbox"/> 傾斜湿原の湿原植生 <input type="checkbox"/> オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系 <input type="checkbox"/> ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の野生動物
㉗ 田代山山頂部 及び小田代	<input checked="" type="checkbox"/> 山頂からのパノラマ景観 <input checked="" type="checkbox"/> 台地状の山地湿原からなる特異な湿原景観 <input checked="" type="checkbox"/> 山頂から眺望する会津駒ヶ岳の景観 <input type="checkbox"/> 山地湿原を中心とした高山植物及び湿原植生 <input type="checkbox"/> イトトンボ類、カオジロトンボ等のトンボ類

②保全方針

- ・保全対象を厳正に保護し、現在の自然景観を維持します。
- ・特に湿原植生、会津駒ヶ岳山頂の雪田草原及び至仏山の高山植物は非常に脆弱であることから、厳正に保護していきます。
- ・植生の荒廃箇所には植生回復の対策を講じます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。
- ・外来植物の侵入については常に監視し、定着を防ぎます。
- ・尾瀬ヶ原及び尾瀬沼については自然景観の保全のため、水位及び水質の維持に努めます。

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

B 第1種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊦ 会津駒ヶ岳北東部 及び南部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 稜線から眺望されるオオシラビソから成る森林景観</li> <li>□ 山頂付近に広がるオオシラビソや斜面に広がるミヤマナラを主体とした低木群落</li> <li>□ ニホンカモシカ、ヤマネ等の野生動物</li> </ul>
① 燧ヶ岳北西麓 及び東麓	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～山麓のブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観</li> <li>■ ブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観</li> <li>■ 渋沢大滝をはじめとする溪流景観</li> <li>■ 長池を中心とした池や湿原と周囲のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る景観</li> <li>□ 山頂のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林帯～山麓のブナを主体とした広葉樹林帯の垂直植生分布</li> <li>□ 長池を中心とした湿原植生</li> <li>□ 東麓の希少な天然カラマツ林</li> <li>□ ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の野生動物</li> </ul>
① 田代山・帝釈山 稜線	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オオシラビソやダケカンバ等の亜高山帯針広混交林から成る森林景観</li> <li>■ 歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観</li> <li>■ 山頂からのパノラマ景観</li> <li>□ オオシラビソ、ダケカンバの亜高山帯樹林帯または針広混交林</li> <li>□ オサバグサ群落やカニコウモリ亜群集等の多様な高山植物</li> <li>□ 急斜面地に広がるコメツガ亜群集や尾根部に広がるクロベ－シャクナゲ群集、オオシラビソとダケカンバ等の樹林帯等の多様な森林植生</li> <li>□ 昆虫類や鳥類等の野生動物</li> </ul>
㊧ 尾瀬ヶ原及び 尾瀬沼南部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オオシラビソを主体とした森林景観</li> <li>■ 登山道沿いの溪流景観</li> <li>■ 尾瀬ヶ原と尾瀬沼を背景とした景観</li> <li>□ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林</li> </ul>
① 悪沢岳及び 笠ヶ岳東麓	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 尾瀬ヶ原や周囲の山岳と一体となった景観</li> <li>■ 笠ヶ岳山頂からのパノラマ景観</li> <li>□ 笠ヶ岳一帯に生育する希少な高山植物と亜高山帯植生</li> <li>□ 片藤沼と周囲に点在する小湿原の湿原植生</li> <li>□ オオシラビソや矮性化したミヤマナラを主体とした亜高山帯樹林</li> </ul>

②保全方針

- ・特別保護地区と一体となった自然景観を構成していることから、保全対象を極力保護し、現在の自然景観を維持します。
- ・点在する湿原植生は非常に脆弱であることから、厳正に保護していきます。
- ・帝釈山に高密度に生育しているオサバグサ群落については分布範囲からも特筆すべき植生であることから、厳正に保護していきます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。



第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

C 第2種特別地域

①保全対象

地域	保全対象 <input checked="" type="checkbox"/> 自然景観 <input type="checkbox"/> 自然景観を構成する要素（自然環境）
㊸ 会津駒ヶ岳山麓	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 竜ノ門の滝の瀑布景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観</li> <li><input type="checkbox"/> ブナ、ミズナラ等の広葉樹林</li> <li><input type="checkbox"/> ニホンカモシカ、ツキノワグマ、モモンガ、ハチクマ、オオイチモンジ等の野生動物</li> <li><input type="checkbox"/> 大津岐川上流部に生息するハッチョウトンボ</li> </ul>
㊹ 御池及び沼山峠 北西麓	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 広範囲に広がるブナ平のブナの森林景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 車両から眺望できるブナの広葉樹林～オオシラビソの亜高山帯針葉樹林に変化する森林景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> モーカケの滝や抱返ノ滝等を中心とした溪流景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 車両から眺望できるスモウトリ田代や重兵衛池の湿原景観</li> <li><input type="checkbox"/> 広大な日本海型のブナの自然林</li> <li><input type="checkbox"/> オオシラビソの亜高山帯針葉樹林</li> <li><input type="checkbox"/> スモウトリ田代や重兵衛池における湿原植生</li> </ul>
㊺ 小沢平及び燧ヶ 岳北西麓	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 歩道沿いの燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 三条ノ滝北西（松嵩高山北東麓）<sup>まつくらたかやま</sup>に広がるオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林から成る森林景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 歩道沿いの只見川の溪流景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 渋沢大滝の瀑布景観</li> <li><input type="checkbox"/> 燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナの広葉樹林帯</li> <li><input type="checkbox"/> 三条ノ滝北西（松嵩高山北東麓）に広がるオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林や矮性化したミヤマナラの自然性低木群落</li> <li><input type="checkbox"/> カタクリ、イワウチワ等の林床の高山植物</li> <li><input type="checkbox"/> ニホンカモシカ、ヤマネ、ハチクマ等の野生動物</li> </ul>
㊻ 田代山・帝釈山 山麓	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 歩道沿いのオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林景観</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 帝釈山山麓のカラマツの針葉樹林から成る森林景観</li> <li><input type="checkbox"/> オオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林</li> <li><input type="checkbox"/> カラマツの針葉樹林</li> <li><input type="checkbox"/> ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の野生動物</li> </ul>
㊼ 沼山峠南東部	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 沼山峠南東部（大江山～高八卦山）の高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ、トウヒの亜高山帯針葉樹林～低い標高に広がるブナの広葉樹林から成る森林景観</li> <li><input type="checkbox"/> 高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林帯</li> <li><input type="checkbox"/> 低い標高に広がり、気候的な極相と考えられるブナの広葉樹林帯</li> <li><input type="checkbox"/> ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の野生動物</li> </ul>

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊦ 黒岩山西部及び 鬼怒沼山	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歩道沿いのオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る森林景観</li> <li>■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観</li> <li>■ 赤安山、黒岩山等の歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観</li> <li>■ 鬼怒沼湿原の湿原景観</li> <li>■ 湿原とその周囲の針葉樹林から成る景観</li> <li>□ オオシラビソの針葉樹林～ブナ、ミズナラの広葉樹林の垂直植生分布</li> <li>□ 赤安山、黒岩山の林床に生育するオサバグサ群落</li> <li>□ ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ヤマネ、モモンガ等の野生動物</li> </ul>
㊧ 尾瀬沼東部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 尾瀬沼集団施設地区内及び周辺のオオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林景観</li> <li>□ オオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林</li> </ul>
㊨ 鳩待峠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 車両及び至仏山～鳩待峠の稜線（歩道）から眺望できるブナ～オオシラビソとの針広混交林と変化する森林景観</li> <li>■ 溪流景観</li> <li>■ 津奈木湿原から眺望される笠ヶ岳の山岳景観</li> <li>□ 津奈木湿原の湿原植生</li> <li>□ ブナやダケカンバ、オオシラビソの針広混交林</li> </ul>
㊩ 富士見下	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歩道沿い及び鳩待峠～アヤマ平の稜線（歩道）から眺望できるブナ、ミズナラ等の広葉樹林帯から成る森林景観</li> <li>□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林</li> </ul>
㊪ 大清水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大清水湿原の湿原景観</li> <li>■ 湿原とその周囲のオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る景観</li> <li>■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林を主体とした森林景観</li> <li>■ 歩道沿いの溪流景観</li> <li>□ 大清水湿原の湿原植生</li> <li>□ オオシラビソの亜高山帯針葉樹林</li> <li>□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林</li> </ul>

②保全方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用との調整を図りつつ、保全対象を極力保護し、良好な自然景観の維持を図ります。</li> <li>・オオシラビソを始めとする亜高山帯からブナ帯の自然林については、中部日本の典型的な森林生態系であることから、極力保護を図っていきます。</li> <li>・点在する湿原植生は脆弱であることから、極力保護を図っていきます。</li> <li>・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。</li> <li>・山頂及び稜線の歩道及び車道からの眺望に重点を置いた自然景観の維持を図っていきます。</li> </ul>
---

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

D 第3種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊦ 檜枝岐	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林や人工林及び二次林から成る森林景観</li> <li>□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系</li> </ul>
㊧ ものみやま つばくろすやま 物見山及び燕巣山 北西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 車道及び歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る森林景観</li> <li>■ 車道及び歩道沿いの溪流景観</li> <li>□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系</li> </ul>
㊨ 荷鞍山南部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 車両から眺望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る森林景観</li> <li>□ オオシラビソやブナ、ミズナラ等の針広混交林の森林生態系</li> </ul>
㊩ 大行山一帯及び 西山北東部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 車両から展望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林やカラマツ造林地の森林景観及び溪流景観</li> <li>□ 大行山や西山一帯のブナ、ミズナラ等の森林生態系</li> </ul>

②保全方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業等の生業との調整を図りつつ、車道からの眺望に重点を置いた良好な自然景観の維持を図ります。</li> <li>・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。</li> </ul>
--

### 3. 保全に関する施策の方向性

本公園の自然景観を維持し、第2章1.の目指すべき姿の実現を図るため、自然公園法に基づき適切に管理していくとともに、第2章2.及び第3章2.の保全方針に沿って、以下の施策を推進していきます。また、本公園には、多くの関係団体・関係者が関わっていると同時に、文化財保護法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）等の様々な法令により規制されていることから、関係団体・関係者との連携を図っていきます。

#### （1）自然豊かな尾瀬づくり

##### 1) これまでの取組の継承

###### ア 美化修景の推進

###### ① 公園内の美化推進

公園内の美化推進のため、巡視の際のゴミ拾いを継続していくとともに、利用者が多く立ち入る国立公園事業道路（歩道）及び集団施設地区を中心にグリーンワーカー事業による美化清掃活動を実施していきます。

また、尾瀬ヶ原、尾瀬沼（特別保護地区）の美化清掃活動については、尾瀬保護財団等が呼びかけ人となり、「ゴミ持ち帰り運動」が福島県と群馬県の主催で実施されています。また、福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部、群馬県尾瀬美化愛護協会、東京電力R.P及び尾瀬保護財団等がゴミ拾いの活動をシーズンを通して行っています。公園全域において効果的に美化清掃が進められるよう、これらの団体の活動との連携及び協力に努めます。

###### ② 山小屋における廃棄物の取扱い

山小屋等の国立公園事業で発生した廃棄物については、国立公園区域外へ搬出することとし、搬出までは施設内において適切に保管するよう指導していきます。

###### ③ 埋設処理された過去の廃棄物の撤去

埋設処理された過去の廃棄物は、撤去作業を行い自然景観の修復に努めます。特に、見晴や尾瀬沼集団施設地区の所管地内における埋設ゴミの撤去作業については、「尾瀬の埋設ゴミ撤去に関する基本方針」や地区毎に定めた役割分担に沿って進めていくとともに、撤去作業後は専門家の意見を踏まえ、植物の移植や回復による修景を行います。

###### イ 巡視・点検活動の実施

順応的かつ迅速な公園管理を実施するため、下記方針に基づき巡視活動を実施します。

- ① 自然公園法に係る行為について違反がないよう監視を行います。
- ② 国立公園の利用施設に、危険な箇所や修繕が必要な箇所がないか、点検を行います。
- ③ 関係団体・関係者による巡視活動との連携及び情報共有を図ります。

###### ウ 広報活動の実施

- ① ゴミ持ち帰り運動の周知徹底
- ② 尾瀬外での教育活動

##### 2) 貴重な自然環境の保護

###### ア 環境省レッドリスト掲載種等の希少野生動植物保護

本公園は、多様でかつ原生的な自然環境を有することから、コヤマコウモリ（絶滅危惧ⅠB類）ホンドオコジョ（準絶滅危惧）等、多くの希少な野生動物が生息しています。

これらの動物については自然公園法を始め、文化財保護法や鳥獣保護法に基づき、適正な保護を実施していきます。また、野生動物の生息地を維持するため、自然環境の保全も図っていきます。

3. 保全に関する施策の方向性

植物については、湿原植生や高山植物を中心に、オオタマツリスゲ（絶滅危惧ⅠA類）、ツルキケマン、シバタカエデ、ヒロハツリシュスラン（絶滅危惧ⅠB類）、チシマウスバスマミレ、ナガバノモウセンゴケ、オゼコウホネ、キンロバイ、オゼソウ、オゼヌマアザミ、ホソバヒナウスユキソウ（絶滅危惧Ⅱ類）、ヒカリゴケ、イヌタヌキモ、ヒメタヌキモ、トキソウ、ホソバオゼヌマスゲ、ヒメミズニラ、テイネニガクサ、タマミクリ（準絶滅危惧）等の多くの希少な野生植物が生育していることから、これらの種については、指定植物に指定し、特別地域においても自然公園法に基づき採取、損傷を規制します。

また、調査目的の採取、損傷行為や生育地に工作物を設置する行為等の自然公園法の申請及び協議の際には、希少種であることに配慮し、数量や場所、行為跡地の扱い等について適切な指導を行うとともに、必要に応じて条件及び留意事項を付すこととします。また、外来種の侵入を防止し、生育地の自然環境の保全も図っていきます。

さらに、モニタリングや調査研究から、これら希少種の生育状況の把握に努めます。

イ 県のレッドデータブック記載種等の希少動植物保護

福島県、栃木県、群馬県及び新潟県はレッドデータブックを作成し、環境影響評価や自然保護対策の資料として活用しています。尾瀬に生息・生育する野生動植物についても以下のような種が各県のレッドデータブックに掲載されています。

ふくしまレッドリスト（2020年版）	（植物）ヒカリゴケ（絶滅危惧Ⅰ類）、オクヤマオトギリ（絶滅危惧Ⅱ類）、ミヤマハナワラビ（情報不足） （動物）ウサギコウモリ（絶滅危惧Ⅱ類）、ヤマネ（情報不足）、ホンドオコジョ（情報不足）等
レッドデータブックとちぎ2018	（植物）ジュンサイ（絶滅危惧Ⅱ類）、チシマウスバスマミレ（準絶滅危惧）等
群馬県レッドリスト（2018年部分改訂版）	（植物）カキラン（絶滅危惧ⅠA類）、ハクセンナズナ（絶滅危惧ⅠA類） （動物）ヤマネ（準絶滅危惧）、ホンドオコジョ（準絶滅危惧）等
レッドデータブックにいがた	（植物）サワラン（絶滅危惧Ⅰ類）、タカネバラ（絶滅危惧Ⅱ類）、バйкаモ（絶滅危惧Ⅱ類）、ザゼンソウ（絶滅危惧Ⅱ類） （動物）ミズラモグラ（準絶滅危惧）、ヤマネ（準絶滅危惧）等

なお、福島県では本公園に生育しているキソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ等を「特定希少野生動植物」として指定し、「福島県野生動植物の保護に関する条例（平成16年3月施行）」に基づき、採取を規制しています。これらの希少な野生動植物についても、県や関係団体と連携し啓発活動等をしていきます。

3) 植生の荒廃対策

過去の踏圧や洗掘、ニホンジカによる食害等により荒廃した植生について、積極的に植生回復を実施するとともに、踏み込み防止対策や利用者指導の充実を図ります。

対策の実施に当たっては下記の事項に留意します。

- 植生マットは、自然に還る素材とします。
- 必要な種子や苗の採取は、可能な限り現地において行うものとします。
- 植生回復を行った箇所については、回復状況を継続的に調査し、効果の評価を行います。

## 第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

### 3. 保全に関する施策の方向性

- 対策を実施している関東地方環境事務所、福島県、群馬県、東京電力R P、尾瀬山小屋組合等の関係者で情報交換や相互協力を図り、対策を効果的に進めます。

#### 【保護施設計画】

事業名	取扱方針
a) 田代山 植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生回復及び踏込防止対策を実施します。
b) 駒ヶ岳 植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生回復及び踏込防止対策を実施します。
c) 燧ヶ岳 植生復元施設	踏圧、表流水の集中により歩道沿いに洗掘が見られることから歩道沿いの洗掘部分及び廃道路線について植生回復を実施します。
d) 尾瀬沼 植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生回復を実施します。
e) 尾瀬ヶ原 植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生回復を実施します。
f) 至仏山 植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「至仏山保全対策会議（事務局：尾瀬保護財団）」の方針に基づき、植生回復を実施します。
g) アヤメ平 植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、現在実施されている植生回復を継続実施するとともに、ニホンジカの被害を防止するため侵入防止対策等を実施します。

#### 4) 外来植物対策

本公園では、特別保護地区に通じる車道沿いの一部において、NPOにより、外来植物であるオオハンゴンソウやハルザキヤマガラシの駆除活動が行われ、平成29年度からは尾瀬保護財団が関係機関に協力を呼びかけながら、尾瀬ボランティア、研究者、関係機関等と共に、これらの駆除活動を実施し、一定の効果が認められています。引き続き関係者が協力して外来種対策を推進し、特別保護地区へ外来植物が侵入し、生態系を攪乱することを可能な限り抑えるため、「防除すべき外来植物一覧表」を作成し、各対象種の駆除方法を定めた上で、特別保護地区において優先的に駆除作業を進めるとともに、駆除状況等の把握や新たな外来種の確認等を継続的に行っていきます。特にオオバコやシロツメクサ、ハルジオン等が多く生育している各集団施設地区や山小屋周辺の除去作業は関係者の協力のもと、優先的に行います。

また、種子落としマットを現在設置している入山口もあり、侵入防止対策についても検討し、実施していきます。尾瀬沼におけるコカナダモについては、一時的に衰退が確認されましたが、群落の再拡大が確認されたことから、今後もその生育状況や動態について関係団体・関係者と共に確認を行っていきます。

## （2）歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり

### 1) 歴史・伝統・文化の保全と活用

会津と上州の交易路であった会津沼田街道や、尾瀬の利用を支える山小屋文化、自然保護運

3. 保全に関する施策の方向性

動の歴史など、地域に息づいた歴史・伝統・文化は、本公園を構成する価値の一つです。これらの歴史・伝統・文化の価値を保全するため、関係者間で連携及び協力して、地域資源の洗い出しを行うとともに、その価値を再確認し保全と活用に努めます。また、情報発信や普及啓発を通して、尾瀬への理解と愛着の向上を図ります。

**(3) 野生動物との軋轢の解消**

**1) ニホンジカによる被害の低減**

尾瀬地域は、元来ニホンジカによる影響を受けずに成立した生態系であると言われていますが、1990年代の日光地域のニホンジカの増加に伴い、本公園区域内においても、ニホンジカによる湿原植生の食害やヌタ場の形成等、植生への影響が顕在化しており、希少な湿原植生の保全を目的とした緊急の対策が必要となっています。

そのため、関係者及び有識者が参画する「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」の枠組みにより、日光地域を含めた広域連携の強化を図るとともに、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」（令和2年1月）及び生態系維持回復事業計画に基づき、尾瀬ヶ原・尾瀬沼や高山帯へのシカの影響を排除するための各種対策を実施します。

なお、これらの対策は、特定鳥獣保護管理計画や鳥獣被害防止計画等のもとに実施される各県・市町村の事業と連携して行います。

**2) ツキノワグマとの共存**

本公園はツキノワグマの重要な生息地で、生息環境の保全が必要である一方で、過去に2度の人身事故が発生しており、クマとの軋轢を起こさない利用のあり方が求められています。平成21年度に設置された「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」を中心に、同協議会で作成した「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」に沿った形で関係者との協力のもと事故防止対策を実施し、ツキノワグマとの共存や軋轢を起こさない利用のあり方を検討していくとともに、ツキノワグマの生息地としての環境を維持していきます。

**3) 野生鳥獣による新たな問題への対応**

本公園の周辺地域においてイノシシ等の生息域の拡大が指摘されていることから、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図ります。本公園内においてイノシシ等による自然景観や自然環境への影響が発生した場合には、関係機関の方針や計画等との整合性を図りながら対策を実施します。

#### （4）科学的知見に基づく保全

##### 1) 調査研究の促進

失われた植生の回復、現存の植生の保護等、本公園の自然景観を適正に保全するに当たり、調査研究や植生、地質、気候等の科学的データに基づく対策が重要です。日々の業務の中でモニタリング、文献整理を行うとともに、自然環境とそれを取り巻く社会環境の変化にも注目していきます。また、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図ります。

なお、以下の事項についても検討していくこととします。

- 研究機関、研究者等による調査研究の促進を図るためのサポート体制の構築
- 各種モニタリング調査の結果の統合、調査手法の統一化等の効率的かつ効果的なモニタリング体制の構築

#### （5）尾瀬を保全するための関係法令等

##### 1) 森林法

###### ①保安林制度

森林法に基づいて保安林が指定されており、その多くが国立公園と重複しています。保安林は国土の保全や洪水の防止、水源の涵養等を目的に指定されているので、保安林制度と整合を図りながら公園管理を推進します。

###### ②地域の森林計画

森林法に基づき、国有林の地域別の森林計画や各県の地域森林計画、各市町村が森林整備計画を策定しています。これらとの整合を図りながら公園管理を推進します。

##### 2) 文化財保護法

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼（特別保護地区）は、昭和35年に文化財保護法により特別天然記念物に指定されています。また、本公園に生息するニホンカモシカやヤマネ等は国の天然記念物に指定されています。天然記念物としての資質が失われることがないように、関係団体・関係者と協力し、自然環境を保護していきます。

##### 3) 国有林野施策

本公園のうち約55%が国有林野であり、保護林や緑の回廊に設定されています。保護林は自然環境の維持、動植物の保護及び遺伝資源の保存を図る目的で「森林生態系保護地域」として設定されています。

また、緑の回廊は野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すため設定しています。これら国有林の施策と整合性を図りながら公園管理を推進します。

種類	名称	発効年月日
森林生態系保護地域	利根川源流部・燧ヶ岳周辺 森林生態系保護地域	平成 2年 4月 1日
	奥会津森林生態系保護地域	平成 19年 4月 1日
緑の回廊	緑の回廊日光線	平成 13年 4月 1日
	会津山地緑の回廊	平成 19年 4月 1日



4) 鳥獣保護区

鳥獣保護管理法に基づいて、県指定鳥獣保護区を各県が指定しており、その多くが国立公園と重複しています。希少な野生動物及びその生息地の保護並びに野生動物の保護管理に関する施策について、関係機関と連携し、適正な野生動物の保護管理を実施していきます。

名 称	位 置	重複面積 (うち特別保護地区)	指定年月日
奥只見（県指定）	福島県南会津郡檜枝岐村地内	3,054ha (0 ha)	平成 9 年 11 月 1 日
田代山（県指定）	福島県南会津郡南会津町地内	487 ha (35 ha)	昭和 48 年 11 月 1 日
駒ヶ岳（県指定）	福島県南会津郡檜枝岐村地内	367 ha (137 ha)	昭和 47 年 11 月 1 日
尾瀬（県指定）	福島県南会津郡檜枝岐村地内	6,378 ha (2,200 ha)	昭和 56 年 11 月 1 日
尾瀬（県指定）	群馬県利根郡片品村内	10,590 ha (0 ha)	昭和 56 年 11 月 14 日
尾瀬（県指定）	新潟県魚沼市地内	1,156ha (322ha)	昭和 48 年 11 月 1 日

5) 遊漁規制

魚の捕獲については、自然公園法施行規則第 12 条第 27 号の 16 により、自然公園法に係る許可及び同意を必要としない行為ですが、檜枝岐村漁業協同組合では、内共第 28 号第 5 種共同漁業権遊漁規則により、本公園の特別保護地区内は遊漁禁止区域としており、また、利根漁業協同組合は特別保護地区内での漁業は自粛しています。

しかし、国立公園区域外から区域内に入ってくる溪流釣りの人が見られるため、檜枝岐村漁業協同組合及び利根漁業協同組合と協力し、本公園の特別保護地区内での魚の捕獲は自粛されていることを公園区域外においても周知していきます。

## 第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

### 1. 利用に関する施策の方向性

本公園の自然景観は、非常に貴重でかつ多くの利用者に感動を与えるものです。この景観を将来にわたり維持するとともに、その恩恵を最大限に享受し、かつ持続的に利用していくことが重要です。

そのためには、利用者にルール周知徹底やマナーの向上を図るとともに、自然に親しむ機会を広げ、利用者が単なる物見遊山に終わることなく、自然に主体的に接し、その素晴らしさを体感することにより、自然への愛着や自然保護への意識を啓発していく必要があります。

第2章1.の「めざすべき姿」の実現を図るため、第2章2.（3）3の管理運営方針（みんなで楽しむ）に沿って、以下の施策を推進します。

なお、自然景観の保全を優先事項として、現在の規模を超える施設整備は原則行わないこととし、自然景観に配慮した上で、標識の充実や、より適切な利用導線の確保など、よりよい利用空間の整備に努めます。また、適正な利用のあり方については、利用の状況や利用が自然環境に与える影響等を調査し、順応的に検討していきます。

#### （1）魅力あふれる尾瀬づくり

##### 1) 尾瀬の魅力向上

第一級の自然美や自然保護の歴史など、尾瀬にしかない地域資源を、地域の関係者や尾瀬ボランティア等とのパートナーシップのもとで再発見し、共有していきます。さらに、これらの地域資源を活かして、国立公園の魅力を最大限に満喫でき、かつ自然保護への共感や協力を促す自然体験プログラムとして提供することで、保護と利用の好循環を生み出します。

#### （2）幅広い楽しみ方の検討

##### 1) 多様な利用方法の検討

尾瀬国立公園の利用の形態は、自然探勝や登山、眺望といった風景鑑賞を目的とした利用が主となっていますが、尾瀬の自然は希少な植物や新緑・紅葉といった景観だけでなく、朝霧の湿原、満天の星等、季節折々・時間折々に様々な様相を見せます。それら尾瀬の素晴らしさをより効果的に利用者に伝えていくため、解説標識やパンフレット等を活用したセルフガイドの充実、尾瀬認定ガイドなどを活用したガイドツアーを推進します。また、本公園を活用した周辺地域の振興についても検討していきます。

##### 2) エコツーリズムの推進

尾瀬を幅広く楽しむためにも、自然環境の保全と地域の持続的な発展のためにも、尾瀬認定ガイドなど自然解説のガイドを活用したエコツーリズムの推進を図ります。

また、世界的にも稀な自然環境や、日本の自然保護運動発祥の地という特徴を活かして、尾瀬での環境学習、自然学校、CSR活動、ボランティア活動等を促進し、風景鑑賞に留まらない利活用を本公園で展開していきます。

##### 3) 滞在型・周遊型利用の促進

利用の集中による自然環境や快適性に対する影響は、入山者数のピークであった平成8年頃と比較すると軽減していると考えられますが、ミズバショウシーズンの週末には特定のルートに利用が集中し、快適性への影響が生じています。

特に、鳩待峠についてはアクセスの良さから利用が集中し、特定の日や区間で混雑を引き起こしていることから、混雑感を緩和させる方策を検討するとともに、他入山口の魅力発信や低

1. 利用に関する施策の方向性

利用路線の紹介等、より尾瀬の多様な魅力を味わう事ができる方法を検討します。

また、多くの利用者が静かな環境でゆっくり尾瀬を楽しんでもらえるよう、パンフレットやホームページ等で利用が集中する日やルートの周知を行うとともに、夕暮れ時から満天の星、早朝の尾瀬といった、宿泊ならではの特別な体験を関係者で連携して発信します。

**(3) 楽しむための土台作り**

**1) 安全対策**

尾瀬は首都圏からの距離が近く、入山口から約1時間で尾瀬ヶ原や尾瀬沼といった核心部に到達できることから、性別や年齢、登山経験や体力の有無に関係なく、幅広い利用者を受け入れるポテンシャルがあります。

しかし安易な入山は、時として天候の急変に対応できないことや転倒といった事故につながるおそれもあるため、本公園が山岳地域であり、利用者自身がリスクを負う必要があることや、気象や登山道の状況に関する情報収集、また服装・装備・体調への配慮が必要であることについて、利用者に理解を促します。

また、関係者で協力しあい、利用者が本公園の情報を容易に得られるようホームページ等を充実させるとともに、安全管理のための情報共有の方法を確認することで、入山口の施設やビジターセンター、山小屋等で相互に情報を共有していきます。

**2) 施設の整備**

**ア 情報提供拠点及び施設の活用**

御池、沼山峠、鳩待峠及び大清水においては、休憩所や宿舎等の既存施設の活用や再整備を行いつつ、利用者に対して入山前に必要な情報を提供します。

山ノ鼻及び尾瀬沼の2つのビジターセンターを中心に情報の集約を図るとともに、尾瀬内の宿舎や休憩所等に共有し、各施設において利用者への情報提供を行います。また、ビジターセンターにおいては、展示やインターネット等を活用し、利用者が受け取りやすいような自然情報や利用情報の提供方法を検討します。

なお、これらの情報発信については、道の駅など周辺地域の既存施設や交通機関とも連携を図っていきます。

**イ 施設の適切な整備及び管理**

初めて尾瀬を訪れる人や外国人でも、安全・快適に尾瀬を楽しむことができるよう、「尾瀬国立公園標識ガイドライン（平成29年3月）」に則った標識の整備や情報発信を進めます。

厳しい財政事情の中で、既存の利用施設を適切に維持管理していくため、木道等の施設の長寿命化やトータルコストの低減のための方策を検討し、導入していきます。

**3) ルール・マナーの検討・普及啓発**

**ア 利用者への情報提供及び普及啓発**

尾瀬の自然を楽しみ、かつその素晴らしさを利用者に伝えることを目的に、自然環境に関する情報や安全対策、ルール・マナーを利用者に呼びかけていきます。また、関係者と連携して以下の情報提供の充実を図ります。

**① 事前の情報提供（特徴、見所、アクセス、ルール、アクティビティ等の全般的な情報）**

- ・関係者のホームページやSNSの充実
- ・ポスターやパンフレットの配布
- ・雑誌やWebメディア等での発信

- ② 入山直前の情報提供（ライブカメラ、自然情報と見所、気温・天気、安全に関する情報）
  - ・ポスターやパンフレットの掲示・配布
  - ・自然情報とセルフガイドの掲示・配布
  - ・デジタルサイネージを活用した包括的な利用情報提供
  - ・電車・バス・タクシー等の乗合所を活用した情報提供
- ③ 入山後の情報提供（旬な自然情報と見所、危険箇所・危険な野生動物等の緊急情報）
  - ・ビジターセンターや山小屋での展示、掲示物及び案内
  - ・ビジターセンターでの自然体験プログラムや環境学習の充実
  - ・緊急性によっては現場での直接呼びかけ

## イ 利用マナーの向上

自然公園法において規制されている行為も含め、以下については重点的にマナーの向上と周知を図ります。

### ① ゴミ持ち帰り・山岳地帯でのし尿処理

尾瀬では「ゴミ持ち帰り運動」や日常の普及啓発活動が積極的に実施されてきました。今後も清掃を徹底して行い、ゴミを捨てない雰囲気作りを行うとともに、パンフレットの活用、利用拠点での呼びかけ等によりゴミの持ち帰りを指導します。

また、トイレが設置されていない至仏山や燧ヶ岳においては、歩道を離れて排泄を行うことによる高山植物の荒廃やトイレトペーパーの散乱等、環境の悪化が見られます。山岳地帯に入る前にトイレを済ませるよう指導するとともに、使用済みトイレトペーパー持ち帰りの徹底、携帯トイレ持参について啓発していきます。

### ② 植生保護のための立入防止等

歩道から外れた利用者の踏み込みやカメラの三脚等により荒廃した植生は、回復に相当の時間が必要となります。そのため、無雪期は整備された探勝歩道を歩く利用に限定することとし、湿原植生へは立ち入らないよう厳しく指導するとともに、立入りが見られる箇所については注意標識の設置やロープを張る等の対策や啓発活動及び環境学習により、利用者の自然環境の保護に対する意識向上を図っていきます。また、積雪期であっても歩道が露出している場合には、歩道から外れないよう指導します。山岳地帯においても、歩道を外れないようマナーの徹底を呼びかけます。

背中アブリ田代、外田代、八海山、カップ山、景鶴山等の尾瀬ヶ原北側エリアについては、利用を想定していないことから歩道が整備されていませんが、残雪期には一定数の入山があります。これらの区域を含め、残雪期の利用ルールについてはまだ十分に検討されていないことから、関係者間でルールの必要性を含めた検討を行います。また、歩道の維持及び植生保護のため、ストックを使用する際にキャップを付けるよう指導していきます。

### ③ スノーモービルや自転車等車馬の使用

特別保護地区内のスノーモービル、自転車等の車馬の乗り入れは規制されていること、特別地域においても自然環境に影響を与える悪質な乗り入れは行わないことをパンフレットやホームページを通じて周知していきます。

1. 利用に関する施策の方向性

ウ ルールの検討・周知

下記の利用については、個別ルールや地域ルールを検討・周知していきます。

① 至仏山におけるルールの周知徹底

至仏山の利用（残雪期の山スキーを含む）については、「至仏山保全対策会議（事務局：尾瀬保護財団）」により植生保護及び安全性の確保のため、ルールやマナー作りが行われています。今後も同会議で合意された利用ルール等が、利用者に周知・徹底されるよう、関係者で協力していきます。

② 冬期の入山について

冬期は山小屋を始め、公衆トイレ、休憩所、野営場等の施設は全て閉鎖され、入山口への道路も通行止めになります。このことから、自然景観の保全上、ゴミの放置や排泄等の問題となる行為がなされないようマナーの徹底を指導します。また、この時期の入山に当たっては、事前に十分な情報収集や準備を行うなど、自己責任において安全確保に努めるよう利用者を指導します。

③ 新たな利用について

近年、周辺河川においてキャニオニングや沢登りといった利用が見られていることから、河川伝いで入山により公園内の植物の損傷や河川の現状変更がなされないよう指導するとともに、必要に応じて地域ルール等を検討します。

その他、現在想定していないような利用が発生した際には、関係者間で現状を把握し、ルール化等の必要性も含めて検討を行います。

④ 尾瀬での撮影等について

公園内における映画のロケーション、テレビ撮影に加え、近年増加しているドローンによる撮影等については、植物の損傷や利用者の快適な利用の妨げとならないよう指導するとともに、混雑時を避けて行うよう指導します。

4) 望ましい交通アクセスの検討

ア マイカー規制

昭和49年の「国立公園における自動車利用適正化要綱」で日光国立公園尾瀬地域がモデル地区となったことから、自動車利用適正化対策として、協議会（福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会及び片品村尾瀬交通対策連絡協議会）を設置し、マイカー等の交通規制と代替輸送を実施しています。各入山口での実施状況は以下のとおりです。

これら協議会と協力し、交通規制のあり方や交通体系の構築など、望ましい交通アクセスについて検討していきます。

大清水口	大清水以奥への許可車両を除く一般車両の乗り入れを通年禁止
富士見峠口	富士見下以奥への一般車両の乗り入れを通年禁止
鳩待峠口	戸倉区に整備した駐車場を有効に利用するとともに、津奈木以奥へのタクシー、ハイヤー、マイクロバス及び許可車両以外の車両の乗り入れをミズバショウシーズン、ニッコウキスゲシーズン、8・9月の週末、紅葉期等の混雑期間と毎週末、禁止
御池口	御池から沼山峠までの許可車両以外の車両の乗り入れを通年禁止

イ 大清水～一ノ瀬間における低公害車の運行

大清水～一ノ瀬間の車両運行については、尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用（滞在型・周遊型利用）への誘導効果があると考えられることから、平成21年度に尾瀬国立公園協議会のも

## 第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

### 1. 利用に関する施策の方向性

---

とに「尾瀬国立公園快適利用の促進（利用分散等）に関する小委員会」を設置し、群馬県主体の「尾瀬らしい自動車利用社会実験」として、平成23～25年度の3カ年計画で、群馬県が車両運行に関する社会実験（年に1週間程度）を実施しました。社会実験の結果を踏まえ、平成26年の試験運行を経て、平成27年度から営業運行を開始しました。

今後は、他の取組と合わせた滞在型・周遊型利用への効果の向上、ルート全体の魅力向上、外来植物の侵入防止等について、関係者間で取り組んでいきます。

## 2. 利用のゾーニング

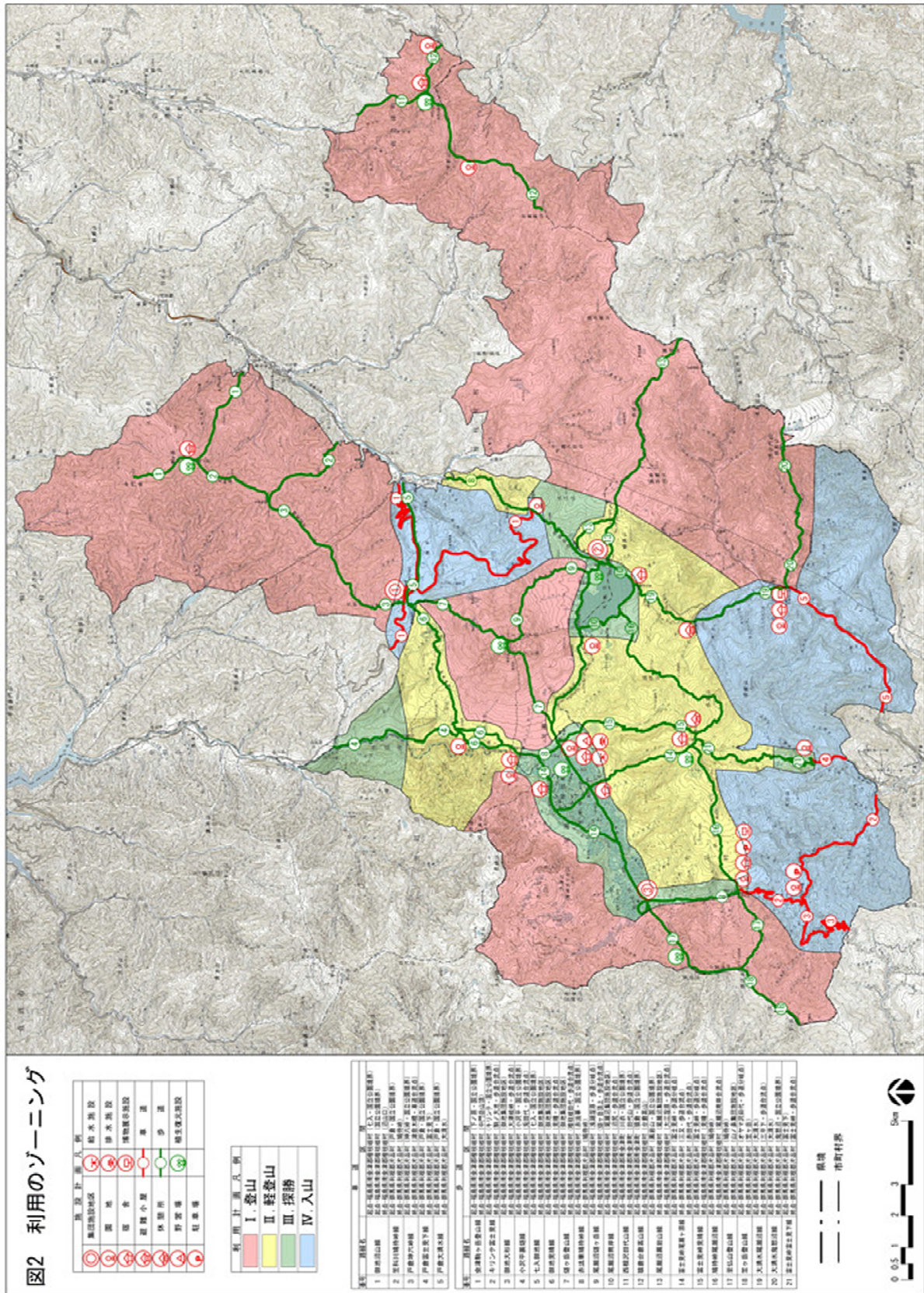
利用の形態等に応じたエリア区分（以下、「利用のゾーニング」という。）を行い、それぞれの利用タイプを定め、さらに「エリアごとの利用方針」（利用資源、利用方針、施設の整備及び維持管理）を設けて、より適正な利用へと利用者を誘導していきます。

利用のゾーニングは国立公園の性格（特徴的な自然景観・立地等）や利用の性格、また、風景鑑賞や環境学習等の利用形態の様々な要素を照らし合わせて考えるものであり、本公園は自然環境や利用形態の特徴により以下の4つのエリアに分けることができます（図2、表2）。

表2 利用のゾーニング

I 登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山岳地であり登山に利用されているエリア。</li> <li>・中級以上の登山者に利用され、自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。</li> </ul>
II 軽登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起伏のある森林帯であり探勝エリアへ至るまでのエリア。</li> <li>・初級者を含む登山者に利用され、自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。</li> </ul>
III 探勝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然探勝を目的として、ハイカー、登山者など幅広い利用者層に利用され、自然環境学習の場としての利用を積極的に推進していくエリア。</li> </ul>
IV 入山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園の入山口として車道の利用もあり、観光客を含むあらゆる利用者層に利用され、自然環境学習及び自然とのふれあい活動の場としての利用を積極的に推進していくエリア。</li> </ul>







### 3. エリアごとの利用方針

利用のゾーニングで分類された各エリアにおいて、下記の利用方針に沿った利活用、施設の整備及び維持管理を実施することで、公園全体の適正利用を推進します。なお、全エリアに共通する「適正利用に関する施策の方向性」については第5章1. を参照。

#### I 登山エリア

##### ①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。
- ・登山道、避難小屋が整備されている。

##### ②利用方針

- ・登山でしか味わえない質の高い自然体験を推進していくために、関係団体・関係者と協力し、パンフレットを活用したセルフガイドや自然解説のガイドを活用したガイドツアー等の利用を推進していく。
- ・山岳地であることから、登山者の自己責任を基本とした安全対策の徹底を周知する。

##### ③施設の維持管理及び整備方針

- ・原生的な自然環境を保全するため、必要最小限の施設の整備とし、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は「登山道」として取り扱う。
- ・避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- ・中級以上の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- ・入山口において、標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルールの普及啓発、自然に関する情報提供の機能を充実させる。

#### II 軽登山エリア

##### ①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観、歩道沿いの森林景観。
- ・III. 探勝エリアへの中継エリアとしての機能を果たす。
- ・登山道が整備されている。

##### ②利用方針

- ・中継エリアに留まらず、I. 登山エリアを含む広い範囲での自然探勝や軽登山を目的とした利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレットを活用したセルフガイドや自然解説のガイドを活用したガイドツアー等の幅広い自然体験プログラムの提供を推進していく。

### ③施設の維持管理及び整備方針

- ・優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は「登山道」として取り扱う。
- ・初級以上の登山技術、体力、装備を有する者が利用する歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。

## Ⅲ 探勝エリア

### ①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な景観。
- ・尾瀬ヶ原及び尾瀬沼を中心とした木道敷設や排水対策等の自然保護活動や人文的な歴史を見ることができる。
- ・探勝歩道（木道）、休憩テラス、ビジターセンター、宿舎、野営場、休憩所、トイレ、園地が整備されている。

### ②利用方針

- ・幅広い利用者層を対象に、自然探勝を目的とした利用から尾瀬の自然環境や歴史を学ぶ環境学習まで、多様な利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレットや解説標識、ビジターセンターの展示を活用したセルフガイドから、自然解説のガイドを活用したガイドツアー等の幅広い自然体験プログラムの提供を推進していく。
- ・特定の日や時間帯に利用の過度な集中が見られる尾瀬ヶ原の木道（探勝歩道）において、混雑の緩和や安全性・快適性の確保を図る。
- ・本公園を代表する自然景観を利用者がゆっくり楽しむことができるよう、日帰り利用だけでなく、地元と連携して宿泊を伴う滞在型利用を推進していく。

### ③施設の維持管理及び整備方針

- ・幅広い利用者層に対応できるよう安全性・快適性に留意しつつ、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は「探勝歩道」として取り扱う。
- ・宿舎や野営場等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- ・特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者が利用する歩道を整備する。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- ・ビジターセンターやパンフレット等により、自然や利用に関する情報提供を充実させるとともに、宿舎や休憩所においても情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・多くの利用があることから、頻繁に巡視を行い歩道の状況を確認するとともに、修繕が必要な箇所は施設管理者が適切に対応するものとする。

#### IV 入山エリア

##### ①利用資源

- ・第4章で示した、人工林及び天然林。
- ・自然とのふれあい体験活動の場。
- ・アクセスが良く、地元の歴史文化と自然資源を併せた活用が可能。
- ・車道、駐車場、園地、休憩所、トイレ等が整備されている。

##### ②利用方針

- ・入山口までの車道利用を含めたアクセスルートとして利用する。
- ・国立公園内におけるルール・マナー、自然体験プログラム等の情報提供、パンフレットの配布等、入山口としてのインフォメーション機能の充実を図る。
- ・大清水湿原及び御池田代には体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を楽しむことができるようにバリアフリー木道が整備されており、尾瀬に入れない利用者が身近に湿原の植生を探勝できる場や環境学習が行える場としての整備を推進していく。
- ・自然資源や地元の歴史文化に触れるエコツアー、ボランティア活動、自然教室の開催等、幅広い自然とのふれあい体験活動を推進していく。
- ・津奈木湿原やブナ平のような車道沿いの豊かな自然資源についても利用を検討していく。

##### ③施設の維持管理及び整備方針

- ・幅広い利用者層に対応できるよう、快適かつ安全な利用空間の維持及び整備を行う。
- ・車道及び林道は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の維持管理に留める。
- ・歩道は「探勝歩道」として取り扱う。
- ・宿舎、休憩所の情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・自然とのふれあい体験活動や環境学習の拠点としての機能を充実させていく。

4. 地点ごとの利用方針

4. 地点ごとの利用方針

(1) 主要な入山口及び利用拠点

1) 鳩待峠

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾瀬ヶ原へのアクセスが容易であり、尾瀬で最も利用者が多く、幅広い年齢層や国籍、来訪目的（観光から登山まで）の利用者が訪れる。</li> <li>・至仏山やアヤマ平にもアクセス可能であり、主要な登山拠点である。</li> </ul>
<b>イ. 利用資源</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本最大の山地湿原「尾瀬ヶ原」に最も近い入山口。</li> <li>・日本百名山・花の百名山であり、首都圏から日帰りで登ることができる「至仏山」。</li> <li>・天上の楽園と呼ばれ、尾瀬の自然保護活動（植生回復）を学ぶ事もできる「アヤマ平」。</li> <li>・気軽に湿原の景観を楽しむことができる「津奈木湿原」（現在は駐車禁止・立入禁止）。</li> </ul>
<b>ウ. 現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報や認識の不足等による不十分な装備での安易な入山者の存在。</li> <li>・雨天時の退避場所やアクティビティが不足している。</li> <li>・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分である。</li> <li>・特定の日及び場所への利用者集中により利用環境の悪化が見られる。</li> </ul>
<b>エ. 理想的な姿と利用方針</b>
<p><b>理想的な姿①</b> 多様な利用者層が快適に利用できる総合的なインフォメーション機能がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利用者が入山前に尾瀬への理解を深めるとともに、安全快適に入山できるようなサービスの充実を図ります。</li> </ul> <p><b>理想的な姿②</b> 利用資源を活かした体験アクティビティが盛んに行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鳩待峠を拠点として、どの季節に來ても利用者が尾瀬を楽しめるアクティビティを提供します。</li> </ul>

2) 大清水

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県側から尾瀬沼への主要な入山口であり、尾瀬沼散策や燧ヶ岳登山を目的とした利用が多い。</li> <li>・鳩待峠と比べて、より喧噪の少ない、静かな利用環境がある。</li> <li>・大清水周辺は特別地域のため、自然ふれあい体験等で特別保護地区よりもできることが多い</li> </ul>
<b>イ. 利用資源</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊富な湧水で地名の由来になっている「大清水」、大清水～一ノ瀬にはミズナラやトチノキ等の巨木等、五感で楽しめる自然資源が多い。</li> <li>・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」、鉾山で栄えた「根羽沢鉾山」、道路開発の名残となっている「一ノ瀬駐車場跡地」や「岩清水」等の尾瀬の歴史・文化を感じられる資源がある。</li> <li>・駐車場に隣接し、バリアフリーで車イスでも利用できる大清水湿原を有する。</li> </ul>
<b>ウ. 現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報や認識の不足等による不十分な装備での安易な入山者の存在。</li> <li>・尾瀬沼へ入山するルートの木道老朽化が進み、利用者への安全が懸念されている。</li> <li>・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分。</li> </ul>
<b>エ. 理想的な姿と利用方針</b>
<p><b>理想的な姿①</b> 豊かな自然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大清水～一ノ瀬周辺をフィールドに、「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携して、大清水湿原、巨木等の自然資源や会津沼田街道といった地元の歴史や文化を活用した利用を推進します。</li> </ul> <p><b>理想的な姿②</b> ゆったりと大清水を楽しめる環境や尾瀬沼へ安全に入山できる環境が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 尾瀬への理解を深めるとともに、適切に尾瀬を楽しんでもらうために必要な情報発信を充実さ</li> </ul>

4. 地点ごとの利用方針

せていきます。

- 利用者が気軽に散策を楽しみながら、ゆっくりと滞在できるような空間づくりを進めます。

3) 山ノ鼻

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・都心からのアクセスがよい鳩待峠と、尾瀬ヶ原の中継地点であり、ビジターセンターや山小屋、野営場、休憩所、トイレ等の施設があるため、尾瀬で最も利用者数が多く、幅広い年齢層や国籍、来訪目的（観光から登山まで）の利用者が見られる。</li><li>・気軽に自然を楽しみたいと考える日帰り客が多いが、至仏山登山の拠点として、宿泊利用も見られる。</li><li>・子どもたちが環境学習で利用する機会が多い。</li></ul>
<b>イ. 利用資源</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・日本最大の山地湿原である「尾瀬ヶ原」が目の前に広がり、短時間で湿原景観を楽しむことができる「植物研究見本園」がある。</li><li>・「至仏山」では、蛇紋岩による特異な高山植物や、雄大な尾瀬ヶ原を眼下に見ることができるとともに、東面登山道を利用することで、鳩待峠までの周遊利用や、至仏山の歴史を学ぶことができる。</li><li>・情報発信の拠点となるビジターセンターがある。</li></ul>
<b>ウ. 現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・雨天時の退避場所やアクティビティが不足している。</li><li>・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分である。</li><li>・特定の日及び場所への利用者の集中により利用環境の悪化が見られる。</li><li>・クマの出没により、安全確保のため、研究見本園や野営場が閉鎖されることがある。</li></ul>
<b>エ. 理想的な姿と利用方針</b>
<p><b>理想的な姿①</b> 幅広い利用者層のニーズを満たし、快適・安全に滞在できる環境が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 幅広い利用者層が快適に滞在できる上質な環境を創出するとともに、尾瀬を安全快適に利用できるような情報発信やサービスの充実を図ります。</li><li>➤ 利用者が快適に尾瀬を楽しめるように、利用者の少ない静かな季節や平日への利用分散を図ります。</li></ul> <p><b>理想的な姿②</b> 上質な自然体験プログラムを提供することで、利用者が尾瀬の一級の自然を味わうことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 尾瀬ヶ原や至仏山をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊者を対象とし、白い虹、夕焼け、星空、ホタルなど、宿泊しなければ体験できない尾瀬の魅力を利用した滞在プログラムを提供します。</li></ul>

#### 4) 御池・沼山峠

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県側及び新潟県側の主要入山口として尾瀬で2番目に利用者数の多い入山口。利用者の年齢層は比較的高く、リピーターの利用が多い。</li> <li>・尾瀬沼へのアクセスが容易であり、燧ヶ岳の登山拠点にもなっている。</li> <li>・積雪が多く冬季にはスノーシュー等のアクティビティが行われている。</li> <li>・マイカー利用時の首都圏からの移動距離が長く、首都圏から発着する高速バスがないため、都市部からの時間的距離が大きい。</li> </ul>
<b>イ. 利用資源</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」（日本百名山）に最も近い入山口。</li> <li>・御池からは紅葉の名所100選にも選ばれるブナの自然林「ブナ平」に近い。</li> <li>・会津と上州の交易の道「会津沼田街道」、御池から七入まで続く「御池古道」といった歴史・文化を感じられる古道がある。</li> <li>・御池田代やスモウトリ田代は御池駐車場に隣接しておりアクセスが容易。バリアフリー化された木道が整備された御池田代は障害者も利用可能。</li> </ul>
<b>ウ. 現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人手不足等により施設の人員数が少なく、現状以上のサービスの提供が困難。</li> <li>・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分である。</li> <li>・情報や認識の不足等による不十分な装備での安易な入山者の存在。</li> </ul>
<b>エ. 理想的な姿と利用方針</b>
<p><b>理想的な姿①</b> 福島県側の主要入山口として必要な情報発信を行うとともに、過度な整備がなされず秘境感を残しながらも幅広いニーズに対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ターゲット層となる利用者に対し、利用者が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充実を図ります。</li> <li>➤ 御池田代では、体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を楽しむことができるような場としての整備を推進していきます。</li> </ul> <p><b>理想的な姿②</b> 地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 燧ヶ岳やブナ平をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供します。</li> <li>➤ 「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携し、自然資源だけでなく、地元の歴史や文化を活用した利用を推進し、入山口の魅力向上を図ります。</li> </ul>

5) 尾瀬沼

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾瀬沼、燧ヶ岳、大江湿原といった一級の自然景観を眺望できる。</li> <li>・山小屋、野営場など宿泊施設が整備されており、静かにゆっくり自然を楽しむことができる利用環境が整備されている。</li> <li>・燧ヶ岳登山や尾瀬ヶ原への周遊利用の拠点にもなっている。</li> <li>・情報拠点となるビジターセンターがあり、子どもたちが環境学習で利用する機会も多い。</li> </ul>
<b>イ. 利用資源</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾瀬で唯一の湖（尾瀬沼）に面していることで、水辺との距離感が近い。</li> <li>・ニッコウキスゲをはじめとして様々な草花が楽しめる大江湿原に隣接している。</li> <li>・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」（日本百名山）。</li> <li>・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」や戊辰戦争の土塁などの歴史・文化資源がある。</li> <li>・尾瀬開山や自然保護の歴史を現地で感じることができる。</li> </ul>
<b>ウ. 現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の満足度を向上させるための利用資源を活かしたアクティビティが不足している。</li> <li>・滞在型の利用者がゆったりとくつろげるスペースが不足している。</li> <li>・外国人への認知度が低く、受入体制も不十分である。</li> </ul>
<b>エ. 理想的な姿と利用方針</b>
<p><b>理想的な姿①</b> 幅広い利用者のニーズに対応しながらも静かに尾瀬沼を楽しめる環境が整備されているとともに、必要な情報を入手することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出するとともに、快適に利用できるようにサービスの充実を図ります。</li> <li>➤ 燧ヶ岳登山や尾瀬沼周遊の拠点として安全対策の周知等を徹底していきます。</li> </ul> <p><b>理想的な姿②</b> 地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 尾瀬沼や燧ヶ岳をフィールドに様々な自然体験プログラムを提供します。</li> <li>➤ 宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供します。</li> <li>➤ 尾瀬の自然環境や歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していきます。</li> </ul>

## 6) 見晴

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・目の前に尾瀬ヶ原が広がる尾瀬の核心地といえる立地であるため、静かに深く自然を楽しみたい人が利用する。</li><li>・各入山口からの距離が長く、日帰りの利用は難しいが、山小屋数は多く、野営場等の施設もあることから、燧ヶ岳登山や尾瀬各地への周遊利用の拠点になっている。</li></ul>
<b>イ. 利用資源</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」（日本百名山）。</li><li>・日本最大の山地湿原「尾瀬ヶ原」が目の前に広がる。</li><li>・湿原と森林との境界に立地し、両方の環境を楽しむことができる。</li></ul>
<b>ウ. 現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の満足度を向上させるための利用資源を活かしたアクティビティが不足している。</li><li>・利用者がゆったりとくつろぐためのオープンスペースが不足している。</li><li>・野営場の魅力と利便性が低い。</li></ul>
<b>エ. 理想的な姿と利用方針</b>
<p><b>理想的な姿</b> 尾瀬を周遊する上での中継地点として、秘境感を大切にした落ち着いた滞在環境が整備されているとともに、周遊に必要な情報を入手することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 尾瀬の奥地に位置する立地を活かし、ゆったりと自然を満喫できる空間を創出するとともに、快適に滞在できるようにサービスの充実を図ります。</li><li>➤ 尾瀬周遊の拠点として情報発信、安全対策の周知等を徹底していきます。</li></ul>



4. 地点ごとの利用方針

(2) その他の入山口

1) 富士見下

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・かつて数多くの登山者がアヤマ平を目指して訪れた入山口であるが、近年利用者が少なくなっている。</li><li>・尾瀬内に馬で荷物を運んだ歴史ある道であり、そうした歴史に由来する地名等も点在する。</li><li>・富士見峠にある富士見小屋は、営業を休止し廃屋となっている。</li></ul>
<b>イ. 利用方針</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・群馬県側の入山口の面的な利用のあり方について関係者で検討を進め、鳩待峠、大清水、戸倉等と一体となった富士見峠ルートを活用を図る。</li></ul>

2) 七入

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・会津沼田街道の福島県側の入山口である。</li><li>・ブナの自然林「ブナ平」の中を走る御池古道への入口である。</li></ul>
<b>イ. 利用方針</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携し、街道を利用した自然体験活動のためのソフト面・ハード面の充実を図る。</li></ul>

3) 小沢平

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ブナの自然林を歩き、多くの沢を見ることができ、渡渉が困難な沢が複数存在する。</li><li>・渋沢温泉小屋が廃業して以降、入山口や経路上に宿泊機能がない。</li><li>・利用者が少なく、登山道の管理は必要最低限の範囲で行われている。</li></ul>
<b>イ. 利用方針</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・尾瀬ルート活性化委員会等と連携し、当該ルートの今後の利活用及び利用者の安全確保等の方策について検討を進めるとともに、情報発信を図る。</li></ul>

4) 滝沢

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用拠点となる檜枝岐村中心部からのアクセスが容易であり、山頂まで最も近い入山口であるため、会津駒ヶ岳への入山口としては最も利用が多い。</li><li>・山頂手前には山小屋が存在し、宿泊が可能。</li><li>・会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線部においては雪田草原を見ることができる。</li></ul>
<b>イ. 利用方針</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・キリンテルート・御池ルートなどの登山道を活用した多様な魅力の発掘や、ピークハントだけではない登山形態の提案・エコツアーなどの活用方法を検討し、多様な楽しみ方を提案する。</li></ul>

4. 地点ごとの利用方針

5) 猿倉

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・田代山山頂部に形成された世界的にも稀な台地状の湿原を見ることができる。</li><li>・入山口には駐車場やトイレが整備されており、田代山への主要入山口となっている。</li><li>・利用上の宿泊拠点となる南会津町館岩地区からのアクセス道路は未舗装区間が存在する。</li><li>・山頂部には避難小屋が存在する。</li></ul>
<b>イ. 利用方針</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の観光協会や宿泊施設等との連携によるエコツアー・環境学習などの活用方法を検討し、地域の活性化につなげる。</li></ul>

6) 馬坂

<b>ア. 地域特性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・入山口には駐車場やトイレが整備されており、帝釈山と台倉高山への登山者が主に利用する入山口となっている。</li><li>・利用上の宿泊拠点となる檜枝岐村からのアクセス道路は未舗装区間が存在する。</li><li>・帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日本固有種であるオサバグサが群生している。</li></ul>
<b>イ. 利用方針</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の観光協会や宿泊施設等との連携による情報収集や発信、シャトルタクシー等を用いた入山システムの改善を検討する。</li></ul>

なお、会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域については、引き続き、平成20年3月に策定された「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」も踏まえた管理運営を進める。また、必要に応じて、同方針に基づく取組の具体化や方針の見直しを行う。

**(3) 利用施設ごとの取扱方針**

1) 集団施設地区

①御池集団施設地区【Ⅳ. 入山エリア】

マイカーの乗り入れが規制されている県道沼田檜枝岐線の起点に位置し、福島県側及び新潟県側からのアクセス拠点として利用されている。

幅広い利用者層が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充実を図るとともに、燧ヶ岳や御池田代、ブナ平等における自然体験プログラムを提供することで、自然探勝の拠点としての機能の充実を図る。

事業名	取扱方針	執行者
a) 御池宿舎	福島県側からの利用者の宿泊施設として利用されている。御池休憩所事業に隣接している。 入山口に立地する宿舎として、幅広い利用者層に対する利用拠点施設としての機能の充実を図るとともに、適正利用の促進に努める。	檜枝岐村
b) 御池休憩所	福島県側からの利用者の休憩施設として利用されている。御池宿舎事業に隣接している。 既設の「ブナの森ミュージアム」も活用し、利用者が尾瀬の最新情報や安全対策等の情報収集を行えるように機能の充実を図るとともに、幅広い利用者層が安全かつ快適に利用できるなどサービスの充実を図る。	檜枝岐村
c) 御池駐車場	御池から入山する利用者や御池田代、スモウトリ田代及びブナ平の自然を探勝する利用者の駐車場として利用されている。 路面補修、標識設置等の必要最小限の整備に留める。	檜枝岐村

②尾瀬沼集団施設地区【Ⅲ. 探勝エリア】

尾瀬沼東側の湖畔に位置し、沼山峠及び大清水からの利用者の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの人・層の利用があり、また、優れた自然の中に利用施設が整備されていることから、本公園の主要な利用拠点となっている。

尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出し、快適な滞在利用ができるようにサービスの充実を図るとともに、尾瀬沼や燧ヶ岳における自然体験や宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供することで、利用者が静かに尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間づくりを行う。

事業名	取扱方針	執行者
a) 尾瀬沼園地	公衆トイレ、園路及びデッキを整備しており、散策や自然観察等の場として利用されている。 尾瀬沼の自然を探勝する利用者が、尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境の中で展望や休憩のために利用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。	環境省
b) 尾瀬沼宿舎	公園利用者の主要な宿泊及び休憩拠点として利用されている。 ビジターセンター等と連携して、宿泊者を対象とした滞在プログラムの充実を図る。	檜枝岐村 民間事業者

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
c) 尾瀬沼野営場	公園利用者の宿泊施設としてテントサイトを整備している。サイトに限りがあることから完全予約制とし、適切な利用を促進する。 野営場をより快適に利用するため、ビジターセンター等と連携して、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充実を図る。	環境省
d) 尾瀬沼排水施設	尾瀬沼集団施設地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設として整備している。 処理水が公園内に漏れないよう施設の維持管理に努める。	環境省
v) 尾瀬沼 博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として「尾瀬沼ビジターセンター」を整備している。 幅広い利用者層への適切な情報を提供するために、自然環境や利用状況等の情報収集に努めるとともに、自然観察会やスライドショー等のイベントも積極的に開催し、尾瀬の自然環境や歴史文化を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していく。	環境省

③山ノ鼻集団施設地区【Ⅲ. 探勝エリア】

尾瀬ヶ原の西側に位置し、鳩待峠から尾瀬ヶ原等の探勝エリアへ入る利用者や登山エリアである至仏山の利用の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの人・層の利用があり、また、優れた自然の中に、利用施設が整備されていること、尾瀬ヶ原、あるいは至仏山へアクセスする際の重要な拠点であることから、当該地域は公園の主要な利用拠点となっている。

多様な利用者層が快適・安全に滞在できる空間の創出や情報提供を行うとともに、至仏山登山の拠点としての滞在や尾瀬ヶ原周辺の優れた自然を楽しむための上質な滞在プログラムを提供することで、利用者が尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間づくりを行う。

事業名	取扱方針	執行者
a) 山ノ鼻園地	尾瀬ヶ原の西端に位置し、公衆トイレ及び排水施設を群馬県が、休憩所を民間が事業執行している。 尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者や至仏山へ登る利用者が、快適に休憩や情報収集をすることができるような機能の充実を図る。	群馬県 民間事業者
b) 山ノ鼻宿舎	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊、休憩施設、至仏山の登山利用の拠点として利用されている。 多くの利用者や多様な利用者層を迎える場所として、利用拠点施設としてサービスや滞在プログラムの充実を図るとともに、適正利用の促進に努める。	民間事業者
c) 山ノ鼻野営場	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊施設、至仏山の登山利用の拠点として利用されている。 多くの利用者がより快適に利用するため、適切な整備を行うとともに、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充実を図る。	民間事業者

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

d) 山ノ鼻 博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として、群馬県が「尾瀬山の鼻ビジターセンター」を整備している。 多くの利用者や多様な利用者層を迎える場所に位置するため、分かりやすい情報提供の実施、展示物の充実、利用者への自然観察会の実施等、サービスやアクティビティの提供機能を充実させる。	群馬県
------------------	--	-----

2) 道路

①車道

事業名	取扱方針	執行者
御池沼山線 【IV. 入山】	福島県檜枝岐村七入から御池に至る国道 352 号及び御池から沼山峠へ至るマイカー規制が通年で実施されている県道沼田檜枝岐線である。福島県側及び新潟県側からの主要なアクセス道路であり、シーズン中は多くの利用があるが、事業決定されておらず、公園事業としては未執行となっている。 必要に応じて、路面改良や安全施設の設置等、利用者の安全に支障がないよう適切な整備と管理を行う。	—
笠科川鳩待峠線 【IV. 入山】	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	—
戸倉坤六峠線 【IV. 入山】	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	—
戸倉富士見下線 【IV. 入山】	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。 片品村が管理している村道である。	—
戸倉大清水線 【IV. 入山】	群馬県側の主要な入山口の一つである大清水口を終点とする車道であり、シーズン中は群馬県側から尾瀬沼へ向かう多くの利用がある。利用者の安全に支障の無いよう適切に管理する。	群馬県

②歩道

事業名	取扱方針	執行者
西根沢田代山線 【I. 登山】	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。 南会津町が草刈り等の維持管理を行っている。	—
猿倉台倉高山線 【I. 登山】	福島県南会津町猿倉登山口から田代山、帝釈山を経て台倉高山に至る登山道で、6月のオサバグサが咲く時期と7月の田代山山頂の高層湿原の植物の開花時期の利用が多い路線である。 環境省が田代山山頂に公衆トイレを整備しており、南会津町の協力を得て維持管理を行う。今後、猿倉から田代山を経て馬坂峠に至る登山道を整備する。馬坂峠～台倉高山区間は檜枝岐村が事業執行している。 「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に基づき整備・維持管理するほか、田代山山頂の一方通行ルールの周知に努める。	環境省 檜枝岐村

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
会津駒ヶ岳登山線 【Ⅰ. 登山】	福島県檜枝岐村滝沢登山口から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道で、滝沢登山口から駒の小屋までの区間を環境省が、駒の小屋から中門岳までの区間を檜枝岐村が整備している。シーズンを通じて、会津駒ヶ岳から中門岳へ続く稜線上の雪田草原や会津駒ヶ岳の自然探勝を目的とした利用が多い。 「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に基づき整備・維持管理する。	環境省 檜枝岐村
キリンテ富士見線 【Ⅰ. 登山】	福島県檜枝岐村キリンテ登山口から会津駒ヶ岳に至る路線で、檜枝岐村が草刈り等の維持管理を行っているが、事業決定されておらず、公園事業としては未執行。今後、環境省が登山道を整備する。大津岐峠から先の稜線上では、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳の展望を楽しむことができる。 「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に基づき整備・維持管理する。会津駒ヶ岳への入山口として、また、大津岐峠から大杉岳を経て御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。	—
御池大杉線 【Ⅰ. 登山】	御池集団施設地区から大杉岳を経由し、大津岐峠、会津駒ヶ岳へ至る登山道。 「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に基づき整備・維持管理する。また、会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）の滝沢登山口から御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。	檜枝岐村
小沢平裏燧線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅲ. 探勝】	小沢平から渋沢温泉跡を経由し、兎田代に至る登山道であり、ブナの自然林を楽しむことができる。 渡渉が困難な沢が複数存在することから、関係者間で当該路線の今後の利活用及び利用者の安全確保等の方策について検討を進める。	新潟県
七入御池線 【Ⅳ. 入山】	七入からブナ平を経由し、御池に至る登山道であり、ブナの自然林を楽しむことができる。また、御池古道として利用されてきた古道としての魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努めるとともに、ブナ平やスモウトリ田代における自然学習活動等の活用を推進する。	檜枝岐村
御池見晴線 【Ⅲ. 軽登山】	御池集団施設地区から裏燧林道を経由し、尾瀬ヶ原へ至る登山道。湿原とともに、ブナ、シラビソの混生林や越後三山の展望を楽しむことができることから、多くの利用がある。また、三条ノ滝、平滑ノ滝の探勝にも利用されている。 利用者の安全確保のために、木道の老朽化の進んだ箇所については優先度をつけながら付け替え、撤去等の整備を適切に実施する。	福島県
燧ヶ岳登山線	御池集団施設地区から燧ヶ岳を経て尾瀬ヶ原に至る登山	福島県

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
【Ⅰ. 登山】	<p>道で、燧ヶ岳に登る者が利用している。燧ヶ岳山頂から見晴地区に至る道は、通称「見晴新道」と呼ばれる。</p> <p>表流水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者の安全確保に支障がないよう、適切な整備を実施する。表流水及び踏圧による湿原及び歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。</p>	
赤法華鳩待峠線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅲ. 探勝】	<p>福島県檜枝岐村赤法華から沼山峠、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を経て群馬県片品村鳩待峠に至る歩道及び植物研究見本園内の歩道を含む、尾瀬の核心部を通る歩道であり、本公園で最も利用が多い主要路線である。</p> <p>鳩待峠～山ノ鼻～牛首の区間において、特定の日や時間帯に利用の過度な集中が見られることから、研究見本園へ誘導するほか、この区間にベンチや歩道脇の待避所を増設し、混雑の緩和と安全性・快適性の確保を図る。また、各事業執行者が連携して適切な標識の設置を実施する。</p> <p>利用者の安全確保のため、老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。なお、ツキノワグマとの遭遇による事故防止のため、必要な場合には、高架木道への付け替えやクマ鐘の適切な設置を検討する。</p> <p>沼山峠展望施設においては、視点と視対象との関係性を考慮した上で、通景の確保のため、展望ベンチ等の改修や必要最小限の範囲内で抜き伐り等を検討する。</p>	環境省 福島県 群馬県 民間事業者
尾瀬沼燧ヶ岳線 【Ⅰ. 登山】	<p>尾瀬沼集団施設地区から燧ヶ岳へ至る登山道で、通称「長英新道」として燧ヶ岳に登る者が利用している。</p> <p>利用者の安全確保に必要な整備を必要最小限の規模で実施する。踏圧による歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。</p>	環境省
尾瀬沼南岸線 【Ⅲ. 探勝】	<p>尾瀬沼周囲の自然探勝を目的に多くの利用がある。</p> <p>利用者の安全確保のために、老朽化の進んだ箇所について、優先度をつけながら木道の敷設、付け替え等の整備を適切に実施する。</p>	環境省 群馬県
尾瀬沼黒岩山線 【Ⅰ. 登山】 【Ⅱ. 軽登山】	<p>栃木県日光市と福島県檜枝岐村の境に位置する黒岩山から小淵沢田代を経て尾瀬沼集団施設地区及び大江湿原に至る登山道及び探勝歩道であり、尾瀬沼周辺の自然探勝を目的とした利用がある。</p> <p>利用者の安全確保のために木道の敷設、付け替え等の整備を必要最小限の規模で実施する。</p>	福島県 群馬県
富士見峠尾瀬ヶ原線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅲ. 探勝】	<p>群馬県片品村富士見峠から長沢を経由し、竜宮、ヨッピー橋を経由し、牛首分岐及び赤田代へ至る登山道及び探勝歩道。竜宮～ヨッピー橋～牛首分岐区間は尾瀬ヶ原の自然探勝を目的とした利用がある。</p> <p>利用者の安全確保のために、老朽化した木道、休憩テラスは付け替え、急斜面においてはすべり止めの措置等を、環境</p>	民間事業者

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
	省や群馬県と協議しながら検討する。また、ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架木道での付け替えやクマ鐘の適切な設置も検討する。	
富士見峠見晴線 【Ⅱ. 軽登山】	群馬県片品村富士見峠から八木沢を経由し、見晴へ至る登山道で、群馬県側を群馬県が事業執行している。 利用者の安全確保のために、老朽化した木道は付け替え、急斜面においてはすべり止めの措置も検討する。	群馬県
鳩待峠尾瀬沼線 【Ⅱ. 軽登山】	群馬県片品村鳩待峠からアヤメ平、富士見峠、白尾山、皿伏山を経て尾瀬沼に至る登山道。アヤメ平の自然探勝を目的とした利用がある。利用者の安全確保のために、老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。アヤメ平の植生対策はアヤメ平植生復元施設事業で実施する。	群馬県 民間事業者
至仏山登山線 【Ⅰ. 登山】	群馬県片品村鳩待峠から至仏山を経て山ノ鼻に至る登山道。登山道荒廃が問題となっており、関係者で「至仏山保全対策会議（事務局：尾瀬保護財団）」を設置し、至仏山の管理方針について検討している。 「至仏山保全基本計画」に基づき整備及び管理を行う。	群馬県 民間事業者
笠ヶ岳登山線 【Ⅰ. 登山】	公園事業としては未執行。 踏圧等による歩道の荒廃が見られる箇所については、対応策について、関係者で検討を行う。	—
大清水尾瀬沼線 【Ⅱ. 軽登山】	群馬県片品村大清水から三平峠を経て尾瀬沼に至る登山道。群馬県側から尾瀬沼へ行く者が利用している。 群馬県側から尾瀬沼へ至る最短のルートであり、利用者の安全確保から老朽化した木道は付け替えるものとする。また、溪流等の自然景観や会津沼田街道といった尾瀬の歴史に触れることができることから、それらの魅力の発信を積極的に行い、利用促進に努める。	群馬県 片品村
大清水鬼怒沼線 【Ⅰ. 登山】	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	—
富士見峠富士見下線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅲ. 探勝】	片品村が管理している村道である。 滞在型・周遊型の利用を図る登山道として利用推進を図るため、面的利用のあり方を関係者で検討していく。	片品村

3) 単独施設

事業名	取扱方針	執行者
①田代山避難小屋 【Ⅰ. 登山】	事業決定しているが現時点では未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。 南会津町が維持管理を行っている。	—
②猿倉園地 【Ⅰ. 登山】	田代山への入山口に位置し、田代山登山を目的とした利用がなされている。 事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。 南会津町が駐車場及び公衆トイレを整備している。	—



第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
③会津駒ヶ岳 避難小屋 【Ⅰ. 登山】	事業決定しているが現時点では未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。 檜枝岐村が維持管理を行っている。	—
④三条ノ滝園地 【Ⅱ. 軽登山】	御池見晴線道路（歩道）（裏燧林道）沿いに位置し、三条ノ滝を展望することを目的とした利用がある。歩道及び展望テラスを福島県が整備し、事業執行している。 必要に応じて現状の規模を超えない範囲での整備・改修を実施し、冬期閉鎖の周知徹底等の安全確保に努める。	福島県
⑤尾瀬温泉園地 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝利用や御池見晴線道路（歩道）利用の拠点として、福島県が公衆トイレを、民間が休憩施設を事業執行している。 尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が情報収集や休憩に利用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。	福島県 民間事業者
⑥尾瀬温泉宿舎 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝や御池見晴線道路（歩道）利用の拠点として、民間が事業執行している。 他の単独施設と連携を取りつつ、適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑦沼山口園地 【Ⅳ. 入山】	赤法華鳩待峠線道路（歩道）沿いで、福島県側のマイカー規制の終点である沼山に位置し、御池からのシャトルバス利用者の入山口として利用されている。 檜枝岐村が、休憩所、公衆トイレ及びシャトルバスを利用する駐車場を整備し、事業執行している。 入山エリアに位置し、福島県側の主要な入山口であることから、利用者が尾瀬の最新情報や安全対策等の情報収集を行えるように情報提供機能の充実を図る。	檜枝岐村
⑧馬坂峠園地 【Ⅰ. 登山】	猿倉台倉高山線道路（歩道）利用者の拠点として利用されており、6月のオサバグサの開花時期、7月の田代山山頂湿原の植物開花時期の利用が多い。 猿倉台倉高山線道路（歩道）沿いの馬坂峠に、駐車場及び標識が整備されている。環境省が公衆トイレを整備しており、檜枝岐村の協力を得て維持管理を行う。	環境省
⑨見晴園地 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬の中央部に位置するため、多方面からの利用者が往来する、公園内の主要な利用拠点である。休憩所等が整備されており、尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝利用者の拠点として利用される。 休憩施設における情報発信を、関係団体からの協力を得ながら行い、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての機能の充実を図る。汚泥処理施設を適切に維持管理する。	環境省
⑩見晴宿舎 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬の中央部に位置するため、多方面からの利用者が往来する、公園内の主要な利用拠点である。尾瀬ヶ原や周辺の自然探勝利用者の宿泊及び休憩地点として、民間が事業執行している。 尾瀬の奥地に位置する立地を活かし、ゆったりと自然を満	民間事業者

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
	喫できる空間を創出するとともに、快適な滞在利用ができるようなサービスを提供する。	
⑪見晴野営場 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬の中央部に位置するため、多方面からの利用者が往来する、公園内の主要な利用拠点である。尾瀬ヶ原や周辺自然散策利用者の宿泊、休憩地点としてテントサイト及び公衆トイレが整備されており、利用が多い。 野営場をより快適に利用するため、適切な整備を行うとともに、宿泊者を対象としたサービスの充実を図る。	民間事業者
⑫見晴給水施設 【Ⅲ. 探勝】	見晴地区の給水施設が整備されている。水源における渇水対策を含めて、適切な施設の維持管理を行う。	環境省
⑬見晴排水施設 【Ⅲ. 探勝】	見晴地区内の合併処理式浄化槽の処理水を周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設としてパイプラインが整備されている。処理水が公園内に漏れないよう、施設の維持管理に努める。	環境省
⑭沼尻園地 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬沼西岸に位置し、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての利用や尾瀬沼周辺の自然を探勝する利用者の休憩地点として利用が多い。休憩所及び公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。 国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理を行うとともに、適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑮竜宮小屋宿舎 【Ⅲ. 探勝】	山ノ鼻と見晴地区の中間、尾瀬ヶ原の沼尻川河畔の抛水林内に位置し、宿泊施設として利用するほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。 尾瀬ヶ原の中心に位置し、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理を行うとともに、尾瀬ヶ原の中心地という立地を生かし、適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑯三平峠下宿舎 【Ⅲ. 探勝】	尾瀬沼南岸の三平峠に位置し、宿泊のほか、尾瀬沼周辺の自然を探勝する利用者の休憩施設としても利用されている。 尾瀬沼周辺の散策及び大清水から入山する利用者の主要な休憩地点であることから、利用者の適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑰富士見峠宿舎 【Ⅱ. 軽登山】	富士見峠尾瀬ヶ原線道路(歩道)と鳩待峠尾瀬沼線道路(歩道)が合流する富士見峠に位置し、民間が事業執行していたが、現在営業を終了し廃屋となっている。 アヤメ平の自然を探勝する利用者が休憩する施設が無い状況が続いているため、鳩待峠や大清水、戸倉等を合わせた面的な利用のあり方を関係者で検討していく中で、今後の取扱いを決定する。	民間事業者
⑱富士見峠休憩所 【Ⅱ. 軽登山】	主としてアヤメ平の自然を探勝し、尾瀬ヶ原や鳩待峠へ向かう利用者の利用がある。鳩待峠尾瀬沼線道路(歩道)沿いに位置し、公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。 アヤメ平の自然を探勝する利用者が休憩することができ	民間事業者

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
	る場所として、適正利用の促進に努める。	
⑱一ノ瀬休憩所 【Ⅱ. 軽登山】	大清水尾瀬沼線道路（歩道）沿いの一ノ瀬に位置し、公衆トイレ及び休憩施設を民間が事業執行している。尾瀬沼へ向かう利用者が利用している。 尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑳鳩待峠園地 【Ⅳ. 入山】	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。	—
㉑鳩待峠宿舎 【Ⅳ. 入山】	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、尾瀬ヶ原へのアクセスが容易であることから、尾瀬内で最も多くの人・層が利用する入山口となっている。宿舎のほか、公衆トイレ及び休憩所が整備されている。 入山口としての雰囲気や損なうことがないよう適切な維持管理を行うとともに、総合的なインフォメーション機能や利用資源を活かした体験アクティビティの充実を図る。	民間事業者
㉒鳩待峠駐車場 【Ⅳ. 入山】	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。利用者の快適利用の推進を目的として、平成28年度に入山口に近い駐車場区域への車の乗り入れを禁止し、拡張工事が完了したより南の区域の駐車場の供用を開始した。 入山口までの分かり易い表示等を関係者で検討しながら、引き続き適正な利用の推進を行う。	民間事業者
㉓鳩待峠 博物展示施設 【Ⅳ. 入山】	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。 事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。	—
㉔津奈木沢園地 【Ⅳ. 入山】	津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。 事業決定しているが現時点では未執行であるため、マイカー利用者の休憩及び自然探勝の拠点、環境学習の場等、今後の利用については関係者間で検討を行う。	—
㉕津奈木沢駐車場 【Ⅳ. 入山】	津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。 事業決定しているが現時点では未執行であるため、津奈木園地と併せて今後の利用については関係者間で検討を行う。	—
㉖大清水園地 【Ⅳ. 入山】	大清水尾瀬沼線道路（歩道）始点における尾瀬沼への入山口に位置し、尾瀬沼散策や燧ヶ岳登山を目的とした利用が多い。付帯施設である大清水休憩所は、主に尾瀬沼へ向かう者が利用している。大清水湿原では車イス対応の木道が整備され、多様な利用者層が気軽に尾瀬を楽しむことができる。 周辺の自然散策や尾瀬沼への入山拠点として、豊かな自	民間事業者

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

4. 地点ごとの利用方針

事業名	取扱方針	執行者
	<p>然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」、利用者がゆったりと大清水を楽しめる環境や、尾瀬沼へ安全に入山できる環境を整備する。</p> <p>大清水休憩所においては、周辺の豊かな自然・歴史・文化資源の紹介や、尾瀬沼へ安全に入山するための情報を提供する等、利用者の休憩や情報収集のための機能の充実を図る。</p>	
<p>②⑦大清水宿舎 【IV. 入山】</p>	<p>大清水口に位置し、尾瀬沼散策等のための滞在拠点となっている。入山口としての大清水の魅力を発信しながら、適正な公園利用の促進に努める。</p>	<p>民間事業者</p>
<p>②⑧大清水 博物展示施設 【IV. 入山】</p>	<p>大清水口に位置し、尾瀬沼散策等のための滞在拠点となっている。事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</p>	<p>—</p>
<p>②⑨富士見下園地 【IV. 入山】</p>	<p>富士見下富士見峠線道路（歩道）の始点に位置する。事業決定されておらず公園事業として未執行である。</p> <p>滞在型・周遊型の利用を推進するため、鳩待峠や大清水、戸倉等を合わせた面的利用のあり方及び今後の管理体制について、関係者で検討する。</p>	<p>—</p>
<p>③⑩東電小屋宿舎 【III. 探勝】</p>	<p>尾瀬ヶ原の北西に位置し、新潟県に位置する唯一の宿舎である。宿泊利用のほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者の休憩施設として利用されている。適正な公園利用の促進に努める。</p>	<p>民間事業者</p>

第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成17年10月環自国発第051003003号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、第4章、第5章の方針、及び下記の取扱方針によるとともに、関係機関との調整を図るものとします。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しないものとします。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 残土の処理                      工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致又は景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>2) 支障木の伐採                      支障木の伐採は必要最小限とすること。</p> <p>3) 法面及び裸地の緑化                      工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ）すること。</p> <p>4) 緑化に使用する植物                      緑化には、当該地域に生育する植物と同種の植物又はその種子を使用すること。ただし、工事等予定地から事前に表土の採取ができる場合は、表土の活用を検討すること。</p> <p>&lt;配慮を求める事項&gt;</p> <p>5) 緑化は、「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月自然環境局）」に沿って行うこと。</p>
(1) 工作物 ① 建築物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針                      建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然に溶け込み自然公園にふさわしい雰囲気醸し出せるよう留意する。</p> <p>2) 規模                      (ア) 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。                      (イ) 高さは周囲の林冠以下の高さとする。</p> <p>3) 敷地造成                      極力整地を行わず、自然の地形を生かす。</p> <p>4) 外部意匠                      反射面を有するものは、山頂や利用施設等の視点場からの自然景観に配慮する。</p>

第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>(ア) 屋根</p> <p>a) 原則として切妻、寄棟又はこれらに類した形状の勾配屋根とする。ただし、積雪の状態により上記形状が困難であると判断される場合は、倉庫、発電小屋等の小規模な建築物に限り、片流れ屋根を認める。</p> <p>b) 色彩は原則として焦げ茶色又は赤錆色とする。</p> <p>(イ) 外壁</p> <p>木材等の自然材料を努めて多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩は、茶色、白色又は灰色とし、周囲の自然景観に配慮した色彩とする。</p> <p>5) その他</p> <p>管理人が常駐する建築物については、以下のとおり扱う。</p> <p>(ア) 汚水処理施設</p> <p>施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置する。</p> <p>また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。</p> <p>(イ) ゴミの処理</p> <p>全て国立公園区域外に搬出して処理する。</p> <p>ビニルハウス等の仮設工作物をゴミ等の仮置き場に行っている場合は、既存建築物内に保管するか、それが困難な場合は、ゴミ等の保管専用の建築物を設置する。</p> <p>(ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理</p> <p>汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、国立公園区域外に搬出して処理する。</p>
<p>② 車道</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針</p> <p>車道の改良に当たっては、利用者の増加が過剰利用を誘発し、自然景観の保護及び快適な利用の確保に支障をきたすことが懸念される等の副次的な影響の予測を踏まえて慎重に対応する。</p> <p>また、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とし、自然景観及び野生動植物の保護に十分配慮する。</p> <p>2) 付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 交通安全柵はガードケーブル（ガードロープ）又はガードレールとし、支柱及びガードレールの色彩は交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。コンクリート製のガードレール代用品においてはコンクリート素地色とする。</p> <p>(イ) その他、スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等の交通安全上必要な構造物については、必要最小限の規模にとどめ、色彩については交通安全上支障がない限り、焦げ茶色とする。ただし、コンクリート製については、素地色とする。</p> <p>3) 法面処理方法</p> <p>(ア) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。</p>

第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>(イ) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等の自然景観に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあっては、壁面を自然石に模した表面仕上げ、または木材を使用する。</p> <p>(ウ) モルタル吹き付けについては、(イ)の施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ずモルタル吹き付けを行う場合には自然景観上の支障を軽減するため、必要に応じその表面にネット工等の処置を講ずる。</p> <p>(エ) 法枠工及びアンカー工については、自然景観上支障が大きいことから必要最小限にとどめる。また、この場合でも主要な眺望点から視界に入らないように配慮すること。</p> <p>4) 残土処理方法 「全行為共通」の1)に従う。</p> <p>5) 修景緑化方法 「全行為共通」の2)から4)に従う。なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植する。また、道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、技術的に困難な場合を除き、原則として修景緑化を行う。</p> <p>&lt;配慮を求める事項&gt;</p> <p>6) 野生動物に配慮した工法 側溝や集水樹に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入する。</p> <p>7) その他 森林施業等に用いる林道(作業道)については、他の車両が進入しないよう対策を講じることとする。</p>
<p>③ 電柱・鉄塔 ・アンテナ</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針 国立公園事業道路より可能な限り離れた位置、又は、道路から見た建築物の背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合は、原則として主要展望方向の反対側に設置する。 なお、特別保護地区等、特に自然景観の保護を図るべき地域及び国立公園事業道路沿いにおいては技術的に困難な場合を除き、電線は原則として地下埋設にする。</p> <p>2) 規模 高さ、本数とも必要最小限とする。</p> <p>3) 色彩 外部の仕上げは原則として焦げ茶色とする。</p> <p>4) その他 (ア) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とするよう努める。 (イ) 電柱及び電線等への広告、看板類は掲示しないものとする。</p>
<p>(2) 土石の採取</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針</p>

第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>採取量は必要最小限とし、採取跡地は自然景観の保護上支障のないよう整理することとする。</p> <p>2) 調査研究を目的とする場合 調査研究を目的とする場合の公益性の審査に当たっては、別記1「尾瀬国立公園内における、植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」3. 取扱いを準用する。</p>
(3) 木竹の伐採及び損傷	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環企第516号)を基本とし、地域の自然景観に配慮した施業とする。</p> <p>&lt;配慮を求める事項&gt;</p> <p>2) 台風等の自然現象の結果生じた倒木等については、特別保護地区においては、自然景観の管理上必要な場合及び公園の利用上支障が生じる場合等を除いてそのままの状態を維持する。</p>
(4) 河川湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針 令和3年度時点で継続して許可を得て行われているもの以外は原則として認めない。</p> <p>2) その他 以下の項目について環境モニタリングを実施し、水位変動による生態系への影響が確認された場合には、専門家により詳細な調査を行い、対策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の枯死及び倒れの調査</li> <li>・ 方形区による植生調査</li> <li>・ 写真撮影による自然景観変化調査</li> <li>・ 湿原線の変化調査</li> </ul>
(5) 広告物の設置	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針</p> <p>(ア) 配置、形状・デザイン、構造・材料・書体、表示内容については、「尾瀬国立公園標識ガイドライン」(平成28年3月)に準拠すること</p> <p>(イ) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告(いわゆる野立広告物等)は設置しない。</p> <p>(ウ) 駐車場、広場、道路等における案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要な最小限の数を設置する。</p> <p>(エ) 同一地点の標識は、極力統合を図る。</p> <p>(オ) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。</p> <p>2) 外部意匠</p> <p>(ア) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(イ) 色彩は、木材、石材等の自然材料の素材を使用した場合を除き、焦げ茶色(焼板仕上げも可)とし、文字は白色又は黒色とする。ただし、安全確保上やむを得ない場合、または3色以上使用しなければ目的</p>



第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>が達成されないもので周囲の自然景観に著しく支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>(ウ) 設置者名は主柱に縦に表示するか、表示文末に表示する。</p> <p>(エ) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造、色彩とする。</p> <p>&lt;配慮を求める事項&gt;</p> <p>3) 維持管理</p> <p>設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行う。</p>
(6) 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取及び動物の捕獲等	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針</p> <p>植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷については、別記1「尾瀬国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」による。</p>
(7) 車馬等の使用又は航空機の着陸	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1) 基本方針</p> <p>(ア) ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日付け環自保第109号)による。</p> <p>(イ) 特別保護地区内のスノーモービルを用いてのツアーは禁止する。</p> <p>(ウ) 宿舎等の公園事業施設の管理のためのスノーモービルの使用については、その必要性及び妥当性を確認の上、個別に審査する。</p>
	<p>&lt;配慮を求める事項&gt;</p> <p>2) 車馬等の使用又は航空機の離着陸を行う際には、野生動植物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮する。</p>

2. 公園事業取扱方針

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（令和元年9月30日環自国発第1909302号）第10の規定によるほか、第4章及び第5章の方針、及び下記の取扱方針によるものとします。

なお、ヘリコプターの取扱については、別記2「尾瀬国立公園における公園事業の施行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて」によるものとします。

事業の種類	取 扱 方 針
①各事業の 共通方針	<p>1) 建築物等の整備</p> <p>(ア) 基本方針</p> <p>1. 全行為共通及び1. (1) ①建築物 1) 基本方針に従うほか、適切な管理を行い、より快適な環境作りを目指す。</p> <p>なお、既存施設を用いて新たに公園事業として執行の認可を受けようとする場合で、当該施設の構造、意匠等が本取扱方針に適合しない場合は、周囲の風致又は景観への影響等を考慮した上で個別に判断する。その場合は、認可後の改修において本取扱方針に適合させるものとする。</p> <p>(イ) 敷地造成</p> <p>敷地は極力整地を行わず、自然の地形を生かす。</p> <p>また、敷地内の表土の流出を防ぐため、必要に応じて土留、排水溝、敷き板等を整備するものとする。</p> <p>(ウ) 外部意匠</p> <p>1. (1) ①建築物 4) 外部意匠に従う。</p> <p>(エ) 内装</p> <p>建築物の内部は極力、自然材料又はこれを模した材料を用い、素朴で落ち着いた着きのある内装とする。</p> <p>(オ) 汚水処理施設</p> <p>宿舎等の建築物の建替え又は大規模な改増築に当たっては、施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとし、その管理を事業者の責任において適切に実施する。</p> <p>また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインが整備されている 尾瀬沼、見晴、山ノ鼻地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。</p> <p>(カ) 標識等の設置</p> <p>1. (5) 広告物の設置に従う。</p> <p>2) 管理運営</p> <p>(ア) ゴミの処理</p> <p>1. (1) ①建築物 5) その他 (イ) ゴミの処理 に従う。</p> <p>(イ) 汲み取りし尿、汚泥の処理</p> <p>1. (1) ①建築物 5) その他 (ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理に従う。</p> <p>(ウ) 静穏の保持</p> <p>騒音を発生する機器には、原則として消音装置を備える。</p> <p>また、利用者に不快の念を与える時期及び時間帯は、騒音を発生させる機器の使用をできるだけ避ける。</p> <p>さらに、屋外に音楽を流さないようにする等、静穏の保持に努める。</p>

2. 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>(エ) 不要物品の搬出 空ドラム缶等の不要な物品は人の目に触れる場所に放置せず、国立公園区域外への搬出に努める。</p> <p>(オ) 物品の管理 スノーモービルや除雪機等、施設の維持管理に必要な機材等については、人の目に触れる場所に放置しない。</p> <p>(カ) 野外卓、ベンチ等 施設周辺の野外卓、ベンチ等は木製の堅固なものとし、広告物の表示されたものは使用しない。</p> <p>(キ) 自動販売機の設置 建築物の外部に設置しない。</p> <p>(ク) その他 残飯等は適正な管理及び処理に努め、利用者の安全や健康に害をもたらすネズミ等の有害動物の発生防止やクマの誘引防止に努める。 なお、特別保護地区及び集団施設地区において、屋外での殺虫剤、除草剤等は使用しないものとし、施設管理に伴うササ払いや危険枝の伐採については、自然環境に十分配慮した上で実施する。</p> <p>(ケ) 不要な施設等の撤去 尾瀬の原生な自然環境と優れた景観を保護するとともに、利用者の安全を確保するため、利用者に供用されない施設等については、すみやかに撤去する。また、新たな施設を整備する際には、撤去することを想定した位置及び規模・構造とする。</p>
②道路（車道）	<p>1) 基本方針 入山エリアに整備する。 1. (1) ②車道 1) 基本方針 に従う。</p> <p>2) 付帯施設の取扱い 1. (1) ②車道 2) 付帯施設の取扱い に従う。</p> <p>3) 法面処理方法 1. (1) ②車道 3) 法面処理方法 に従う。</p> <p>4) 残土処理方法 1. (1) ②車道 4) 残土処理方法 に従う。</p> <p>5) 修景緑化方法 1. (1) ②車道 5) 修景緑化方法 に従う。</p>
③道路（歩道）	<p>1) 基本方針 本公園は山岳地帯という認識のもと、相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とした整備を実施する。 歩道を第5章に沿って、登山道及び探勝歩道に分類して整備する。 ただし、山岳地の雰囲気維持するため、整備が過剰にならないよう留意し、利用者の歩行に支障のない程度の整備にとどめる。また、歩道周辺の自然観察利用にも十分配慮する。</p>

事業の種類	取扱方針
	<p>2) 整備方針</p> <p>(ア) 木道の敷設を行うのは次の箇所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 湿原、湿地又は貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所</li> <li>b) 利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所</li> <li>c) 登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所</li> <li>d) 横断勾配がきつく、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又は歩道の維持が困難な箇所</li> </ul> <p>(イ) 階段（梯子を含む。）の設置を行うのは次の箇所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 階段を設置しなければ、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所</li> <li>b) 階段を設置しなければ歩行が困難な箇所</li> <li>c) 急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所</li> </ul> <p>3) 規模及び構造</p> <p>(ア) 木道の規模</p> <p>幅員及び線数は原則として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 幅員は0.5mとする。</li> <li>b) 地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、複線とする。</li> <li>c) 単線の場合及び複線の利用者が多く渋滞が発生する路線の場合には、適宜待避所を設ける。その場合、長さ4m×1基分を基本単位とし、利用状況に応じて適当な延長を本線横に設置する。</li> <li>d) 複線の場合の木道間隔は0.4mを基本とする。</li> <li>e) 林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑える。</li> </ul> <p>(イ) 木道の構造等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 木道の表面にはできるだけ鋸が露出しない構造となるよう配慮する。</li> <li>b) 塗料の塗布は行わない。</li> <li>c) 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で、使用することができる。</li> <li>d) 横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。</li> <li>e) 木道は長寿命化を考慮した構造となるよう配慮し、必要に応じて木材以外の材料を使用することができる。</li> </ul> <p>(ウ) 階段又は梯子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 幅員 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の多い歩道では1.5m以下、利用者の少ない歩道は1.0m以下とし、必要最小限の規模とする。</li> </ul> </li> <li>b) 構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。</li> <li>なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。</li> <li>快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(エ) 立入防止柵</p> <p>植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造による。</p>

2. 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>a) 杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。</p> <p>b) 杭には塗料を塗布しない。</p> <p>c) 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。</p> <p>d) ロープは原色のものを避ける。しかし、緊急的な対応としての一時的な原色のテープ等の使用は認める。</p> <p>(オ) その他</p> <p>a) 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は国立公園区域外に搬出する。</p> <p>b) 既存の木道、階段等であっても、必要性が低いものは更新せず老朽化した段階で撤去する。</p> <p>c) 自然観察又は休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、休憩テラス、ベンチ等を設ける。</p> <p>d) 湿原内に木道を整備するに当たっては、木道の沈下により湿原内の流水を止めることのないよう配慮する。</p> <p>e) 設置者名及び設置年度を刻印する場合は、木道路面の目立たない位置に刻印する。</p> <p>f) 登山道及び探勝歩道において、雨水による洗掘のおそれがある箇所については、排水対策に配慮する。</p>
④園地	<p>1) 基本方針 利用者が休憩を取り、併せて風景鑑賞や自然観察等の自然とのふれあいができる場所として整備し、適切な管理を行う。</p> <p>2) 付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模にとどめる。休憩所、公衆トイレ、駐車場等の施設を設置する場合には、利便性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然景観に調和したデザインとし、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 建築物 1. (1) 工作物①建築物 に従う。</p> <p>(イ) 標識類 1. (5) 広告物の設置 に従う。</p> <p>(ウ) 歩道 (1) ③道路(歩道) に従う。</p> <p>3) 管理運営方針 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努める。</p>
⑤宿舎	<p>1) 基本方針 国立公園内の滞在拠点として整備する。また、利用者が自然環境や利用施設等の情報収集を行えるとともに、朝夕の風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいのための基地としても位置づける。</p> <p>なお、既存の施設を譲り受ける場合を除き、新たな事業執行は認めない。</p>

事業の種類	取扱方針
	<p>2) 規模及び構造            建築物の新築、改築又は増築は、次の要件による。</p> <p>(ア) 収容力            平成24年度時点での収容力を超えないものとする。</p> <p>(イ) 位置            新たに施設を設置する場合は、既存施設の敷地内であって、植生破壊を伴わない場所とする。            ただし、自然景観の保全又は公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあってはこの限りでない。            なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> <p>(ウ) 建築物の延床面積            延床面積は、必要最小限の付帯施設の増築を除き、既存の規模を超えないものとする。</p> <p>(エ) 建築物の統合            同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然景観の保全のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合する。</p> <p>(オ) 建築物の高さ            建築物（避雷針、煙突等を除く。）の高さは、13m以下とする。</p> <p>(カ) 施設内容            ゲームコーナー等の公園利用の目的から逸脱した施設は設けない。            また、建物の乱立を避けるため、独立した喫茶室は設けない。</p> <p>3) その他</p> <p>(ア) 定員の遵守            利用者に対する安全性と快適性を保ち、合併処理式浄化槽の適正な運転管理のため、宿泊定員を遵守する。</p> <p>(イ) 適正な公園利用の促進            利用の平準化を図るため、利用者に対しては平日利用を促すよう努める。また、本公園に関する情報を展示案内等により利用者に提供するよう努める。</p> <p>(ウ) 広告物の掲示            建物外広告物の掲示（立て看板、のれん等の設置を含む。）は自然景観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。</p> <p>(エ) 排水対策</p> <p>a) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等を使用しないよう呼びかける。</p> <p>b) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用する。</p>
⑥休憩所	<p>1) 基本方針            利用者が休憩をとり、併せて自然環境や利用施設等の情報収集を行える自然とのふれあいのための中継基地として位置づける。</p> <p>2) 規模及び構造</p>

第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

2. 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>(1) ⑤宿舎 2) 規模及び構造と同様とするが、建築物（避雷針、煙突等を除く。）の高さは、10m以下とする。</p> <p>3) 付帯施設の取扱い 排水処理施設については、(1) ⑤宿舎 3) その他（エ）排水対策による。</p> <p>4) その他 施設内に尾瀬の自然解説資料や案内等のスペースを設け、尾瀬に関する情報を利用者に提供するよう努める。なお、広告物の提示は自然景観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。</p>
⑦野営場	<p>1) 基本方針 野営による利用は自然に親しむための優れた利用形態のひとつであることから、野営利用を促進するため適切な施設の整備を図る。</p> <p>2) 管理運営方針 周辺の自然環境の保護及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、その方針を次のとおりとする。</p> <p>(ア) 野営場毎に安全対策を立てるものとする。特に倒木による事故を防ぐため土地管理者と協議の上、危険木を除去するとともに、必要に応じて当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。</p> <p>(イ) 野営場内は常に清潔に保つ。</p> <p>(ウ) 野営場内において、公園利用者の安全性や快適性を確保するため、利用者の遵守すべき次の事項を明らかにし、利用者を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静穏の保持</li> <li>・ ゴミの持ち帰り</li> <li>・ 表土の保全</li> <li>・ たき火の禁止</li> <li>・ 洗剤の使用禁止</li> <li>・ その他に必要な遵守事項</li> </ul> <p>(エ) 野営場内の表土の流出を防ぐため、必要に応じ土留や排水溝及び敷板等の施設の整備を図る。</p>
⑧駐車場	<p>1) 基本方針 自然景観の保全や利用状況等に合わせた必要最小限の整備を図る。</p> <p>2) 管理運営方針 自動車利用適正化協議会等との連絡を密にしながら、その管理を行う。</p>
⑨排水処理施設	<p>1) 基本方針 自然環境への人為的負荷を可能な限り軽減するために、尾瀬沼地区、見晴地区及び山ノ鼻地区内の各施設の合併処理式浄化槽で処理された排水は、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所へ排水管（パイプライン）により放流する。</p> <p>2) 管理運営方針 排水処理施設の管理運営は適切に行う。排水処理施設を使用する事業者は、各々の処理水の水質管理について責任を持つ。</p>
⑩博物展示施設	<p>1) 基本方針 山ノ鼻及び尾瀬沼にあるビジターセンターは、それぞれの地区における情報提供拠点とし、自然情報及び利用情報を利用者に提供していく。</p>

## 第6章 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

### 2. 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>自然解説や展示を行うとともに、本公園の学術研究等の資料収集の中核としての活動も行う。</p> <p>また、他の公園事業施設との連携を図り、公園全体の情報提供機能の充実に努める。</p> <p>2) 管理運営方針</p> <p>利用者に対する自然環境及び利用に関する情報の提供に重点を置いた活動を実施し、効果的な情報提供に努める。</p> <p>また、山小屋や自然保護団体等が行う自然解説活動に対しても、資料や用具の提供等により積極的に支援する。</p>



別記1

尾瀬国立公園内における  
植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針

1. 目的

国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等について、私的・趣味的な採取及び捕獲等を規制し、自然の重要な構成要素である植物・動物の適切な保護・管理が行われるよう取扱いを定めるもの。

2. 該当行為

(1) 特別地域内指定植物の採取又は損傷（自然公園法第20条第3項第11号）

(2) 特別保護地区内植物（木竹を含む。）の採取又は損傷、落葉落枝の採取並びに動物（卵を含む。）の捕獲、殺傷又は損傷（自然公園法第21条第3項第2号、第7号及び第9号）

3. 取扱い

自然公園法施行規則第11条の許可基準によることのほか、以下に定める事項に該当しないものは、学術研究その他公益上の必要性を認めないものとする。

なお、特別保護地区内において、外来植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りではない。

(1) 行為の目的

ア. 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表することになっているもの。

イ. 標本類の採取及び捕獲を目的とするものでなく、また、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。

ウ. 過去の研究・調査又は文献・資料等によって知り得ない事実を明らかにするもの。

(2) 行為者の資格について

ア. 研究等の目的の場合は原則として、大学又は公的研究機関等（以下「研究機関等」という。）に所属する者又は公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。

(ア) 申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者。

(イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者。

イ. これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。

(3) 採取及び捕獲の対象及び方法について

ア. 採取及び捕獲により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。

イ. 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。

ウ. 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。

(運用上の注意)

ア. 公的研究等の申請（協議）の場合、原則としてその機関等として申請（協議）するものとする。

イ. 同一の調査・研究を複数の者で行う場合、原則として一件として代表者が申請するものとする。

ウ. 長期にわたる行為については、行為の計画が定まっているものについては計画を申請書（協議書）に添付し申請（協議）するものとし、この場合、計画に問題がなければ長期間で許可（同意）を出すこととする。ただし、計画に変更があった場合には、再度申請（協議）するものとする。

エ. (2) -ア- (ア) の判定については、研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させること。

オ. ニホンジカ等の個体数調整を目的とした捕獲については、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」（令和2年1月）及び生態系維持回復事業計画に基づき実施するものとする。

別記2

尾瀬国立公園における  
公園事業の執行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて

- 1 離着陸を伴うヘリコプター使用は、以下の各号に該当しない場合には認めないものとする。
  - (1) 使用目的が以下のいずれかに該当するものであること。
    - ①冬期の公園事業施設の除雪等
    - ②春期（積雪期）の公園事業施設従業員や必要な物資の輸送
    - ③上記以外の時期で、公園事業執行上特に必要な場合（公園事業に関する工事や保守等に必要作業員等の輸送で特に必要な場合、吊り下げに寄らない物資の輸送で特に必要な場合等）
  - (2) 関係法令の規定に適合していること。
  - (3) ヘリコプターの使用による騒音を減らすため、使用する回数や時間が必要最小限であること。また、特に利用者の多い時期及び週末に使用しないこととなっていること。
  - (4) ヘリコプターによる荷物の積み下ろし場所が、周辺の動植物への影響の少ない場所に指定されていること。
- 2 1のヘリコプター使用に当たっては、事業執行者は事前に事業名、日時、離着陸する場所、人数、ヘリコプターによらなければならない理由を、当該地を管轄する自然保護官あて報告すること。また、作業員などは腕章等を着用し、所属を明らかにすること。
- 3 離着陸を伴わないヘリコプター使用についても、1の各号に該当しない場合には行わないこと。
- 4 離着陸の有無を問わず、ヘリコプターを使用する場合は、自然公園法第10条第2項又は第3項に基づく国立公園事業の執行の協議（認可申請）若しくは同法第10条第6項に基づく国立公園事業の内容の変更の協議（認可申請）にヘリコプター使用を明記し（申請様式備考欄）、位置や自然環境への影響の有無等を示す資料を添付すること。